

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年8月6日（水曜日）

開会 午前9時59分

閉会 午後4時21分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	"	萱 野 哲 也	"	木 理 英
	"	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二 里
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 之
保健福祉部長	横 田 優 子	保健福祉部参与	白 神 洋
こども課長	木 田 美 和	長寿介護課長	岡 本 紀 子
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊	学校教育課主幹	伊 藤 隆 広
学校教育課主幹	佐 藤 亘	学校教育課主幹	中 原 邦 明
こども夢づくり課長	大 西 隆 之		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

- (1) 病児保育について
- (2) 訪問介護について
- (3) 学校プールについて
- (4) 小・中学校における熱中症対策について

報告事項

- (1) きびじアリーナ等への空調設備設置について
- (2) 部活動の地域展開の状況について
- (3) 放課後児童クラブの指定管理について
- (4) コミュニティ・スクールの状況について

- (5) 教職員による盗撮等の調査状況と各学校の対応策について
- (6) 民間認可保育所等の設置運営事業候補者の決定及び児童発達支援センターの指定管理候補者の選定について

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時59分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項(1)病児保育についての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

こども課長。

○木田美和こども課長 調査事項(1)病児保育について説明いたします。

資料1を御覧ください。

病児保育事業は、病気の回復期に至っていない期間または回復期に当たるため、集団保育等が困難と認められる児童について、適切な処遇が確保される施設において当該児童を一時的に保育する事業でございます。

改めてこれまでの経緯を申し上げますと、平成22年度から三宅内科小児科医院に本事業を委託し、運営していただいていましたが、令和5年度をもって閉室すると三宅医師より申出がありました。まず、ほかの小児科医の先生方に依頼しましたが、難しいという回答であったため、吉備医師会の先生方、28医療機関に依頼したところ、薬師寺慈恵病院のみが前向きに検討するという回答を得ました。できるだけ早い時期に病児保育室開設を目指し、国の実施要綱基準に合わせて、施設面、人員配置面、運用面で薬師寺慈恵病院と協議を重ね、また備中県民局や県庁にも相談しながら調整し、体制が整い、令和6年10月23日の吉備医師会理事会で報告を行った手順を踏み、医療法人薬師寺慈恵会に委託したところでございます。

事業の概要です。

開始年月日は、令和6年11月1日開設、部屋の広さ、保育室及び観察室、6.838m²、利用定員は、定員が3人でございます。

参考に、平成31年度コロナ禍前の1日平均利用人数は2.2人でした。市の病児保育室の利用者延べ人数は、平成23年度、588人をピークに減少しており、1日平均利用人数は4人以上になっていません。平成29年4月1日から市外病児保育事業実施施設の相互利用が可能となっています。

出生数は減少しています。上記の状況を鑑みると、市病児保育室の利用者数が平均3人利用であることから、薬師寺慈恵病院病児保育室の定員を3人で実施しております。

人員配置です。

保育士、専任2名、看護師、兼任1名、常駐を原則といたしますが、利用児童が見込まれる場合、近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等、迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としないという基準が平成28年度から緩和されています。

続いて、利用実績です。

平成31年度から令和5年度は1年間、令和6年度は11月から3月、令和7年度は4月から6月の

実績となります。

図1のグラフは、平成31年度新型コロナウイルス感染症前、令和2年度から令和4年度まではコロナ禍、令和5年度以降はコロナ明けの情勢の中での延べ利用人数の実績です。

令和6年度は、延べ112人の利用があり、令和7年度は、3箇月の実績ですが、延べ利用人数101人と、前年度を上回るペースで利用されています。

図2のグラフで、令和6年度1日平均利用人数は、1.6人であり、令和5年度三宅内科小児科医院と同じ程度の1日平均利用人数です。

令和7年度は1.9人となっており、今の月平均で見ると、1年間で利用延べ人数は400人を超える見込みです。

図3は、実際に利用があり、稼働した日数を示しており、令和7年度は、前年度よりも稼働日数の割合が上昇しているところです。

参考、図4は、総社市民が市外の岡山県内施設利用の協定を締結している病児保育室を利用している方の実績です。令和4年度から利用者は増加し、保護者の通勤先の近くの病児保育室を利用されてる方もいます。令和6年度は、7箇月間、市病児保育室を閉室していた空白期間があり、市としても、市民に利用周知、啓発していただき、市外利用は延べ197人と大幅に増加しております。

図5は、総社市の出生数の状況を示しており、令和5年度、令和6年度と、500人を切っています。

市の費用負担額等ですが、令和6年度決算額、半年分、歳出、委託料については572万9,500円、そして総社市民による他市病児保育施設利用負担金を133万8,917円支払っております。

歳入ですが、子ども・子育て支援交付金381万8,000円、そして他市住民による薬師寺慈惠病院病児保育室利用負担金が20万4,374円入っております。

令和7年度の予算額を参考に載せております。

続いて、利用者の反応です。

令和6年11月に開設以降、市民からの御意見等、苦情のほうはございません。

薬師寺慈恵病院病児保育室からは、リピーターが多い、配慮が必要な児も複数回利用している、特に利用、支払い等でトラブル等はなしというふうに聞いております。

続いて、病児保育利用時の送迎です。

病児保育室を利用とする場合は、基本的には保護者が送迎を行います。利用前に医師の診察があるため、保護者が連れていき、医師の診察に同席、保護者の都合により児童を迎えに行けない場合、ファミリー・サポート・センターの利用会員であれば、NPO法人保育サポート「あい・あい」の病児サポート事業利用により、提供会員が病児保育室に迎えに行き、児童を家まで送迎する、もしくは保護者の希望時間まで児童を預かることが可能となっており、連携体制は整っております。

参考に、病児保育室、病児サポートの休業日、利用時間の比較を表にしております。

NPO法人保育サポート「あい・あい」の病児サポート事業では、土・日、祝日、時間外の病児サポートも提供会員とのマッチングが合えば受け付けているため、薬師寺慈恵病院病児保育室の休業日や病児保育室利用後の預かり送迎について、病児サポートを利用が可能となっております。

ただし、事前に、こちらはサポートドクター、もしくは協力病院、医院の診察により病児サポートが利用可能との診断書が必要になります。こちらは無料で書いていただいております。

令和6年11月1日から薬師寺慈恵病院病児保育室開設から、運用について、不具合、トラブル、事故等なく進めており、利用者が増えている状況です。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございます。丁寧な資料をつくっていただきありがとうございます。

5番のところの病児保育を利用する場合は、基本的には保護者送迎、利用前に医師の診察があるためというので、これは、送迎に行った際に必ず診察というのはあるんですかね。というのが、病児というもの定義というものをどのように捉えているのか。実際に骨折したとか、下痢したとか、いろんな病気になって、前の日に病院に行ってますよとか、ある程度病院に行った上での病児保育と認められるのか、それとも朝仕事行く前になって子どもの調子が悪いとか、病気、熱があつたとか、熱がありやあ病気なのかどうかというのは判断しかねるところではあるんですけど、何をもつての定義で病児というふうに定義されてるんですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、この病児保育事業といいますのが、基本は、事前に保護者はかかりつけ医の診察を受けて、診断、お薬をもらったり、こういうふうな症状で保育園等をお休みしなさいということを保護者のほうにドクターのほうから言われており、それをもって、例えば明日はもう仕事に行かないといけないというときに病児保育室を利用する場合には、前日までに予約の電話を入れるということが必要になります。前日にはそのかかりつけ医の診察を受けているんですが、当日、薬師寺慈恵病院の病児保育室を利用する際にも、必ず8時半に来ていただいて、薬師寺慈恵病院の医師の診察を受けて、本当に当日、例えば、もう入院を要するような症状であればやはり病児保育施設では預けれないというふうなことになりますので、そうではなくて、急性期、入院まででもない症状である場合は、当日の医師の診察を受けて、安全に保育ができるというふうに判断されれば、薬師寺慈恵病院の病児保育室を利用できるというふうになっております、病児の定義と捉えるのは、先ほども言いましたように、基本は、前の日にかかりつけ医でちゃんと診断を受けている、そして病児保育室を利用する場合には当日も診察を受けるというふうな流れになっております。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございます。

今、基本的にと言われましたけど、基本以外があつたりするんですか。かかりつけ医があつて、症状を見て、病気ですよと、それが病児ですよという定義だというふうに今おっしゃいましたけれども、それ以外はない。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

先ほど、基本は前日に診断を受けてというふうに申し上げましたが、例えば当日、発症、子どもの調子が悪いというふうなときに、当日に病児保育室を利用するというふうな場合には、基本は前日の予約が必要ということなんですけれども、8時から8時半の間に薬師寺慈恵病院の専用の電話番号のほうに電話をかけて、利用が可能かどうかをお聞きして、定員3人なんですけれども、定員になってない状況で、まず診察を受けて、利用が可能であれば、病児保育のほうを受け入れるという体制のほうを取っております。これは三宅先生のときからも同じシステムでやっているところでございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。

じゃあ、その割合ってすぐ分かります。どの程度、当日に急な病児保育の受入れと、あと事前にかかりつけ医からの診察がなくともそういうふうに当日でも空きがあれば受け入れてもらえるよということなんですけれども、医師の診察があるためって、診察になるんですかね。きっちりとした診察が行われるんでしょうか。いうたら、これは診察料はかかりますよね。そういったところもちゃんとなっているんですかね。というのが、じゃあ、事前にかかりつけ医、今子ども医療費無償化なんで、それは結構なんですけど、何遍かかるが、それは医療費適正化の問題としては別なんですけれども、かかりつけ医を受けずに当日行って、そこでの当日の診察ということにもなりますよね。それが果たして、問題がなくいってることで、以前この委員会でもあったように、薬師寺慈恵病院には小児科医がいないというところを少し懸念される声もあったと思うんです。そのあたりが心配なんですけれども、当日の受入れでの診察がどの程度あって、その診察は小児科医ではないんですけれども、うまくいってることをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

当日、発症ゼロ日で病児保育のほうを利用したいというふうな方、割合は、令和6年度、先ほど延べ利用人数は112人と申しましたが、実人数で言いますと、68人、そのうちのお二人、当日申し込んでの利用というふうなことがございました。薬師寺慈恵病院の医師による診察、こちらはやはり診察料がかかるということで、それは保護者の方も御了承の上で診察を受けて、それで定員の3人いない場合、そして病状をきっちり診察をして、病児保育室で安全に預かれるというふうな御判断

断の下、お二人利用されたということでございます。

令和7年度につきましては、発症ゼロの方が4人おられたというふうに実績報告ではなっております。

令和6年度につきましては、木曜日に岡大病院のほうから小児科医救急外来を始めるというふうなことを薬師寺慈恵病院からは聞いておりますが、令和7年4月からは、小児科専門医が常勤として勤務されておりまして、そちらのほうで対応もしている、ただ、すみません、これはまだ中国四国厚生局に診療科目のほうの届出をしているところですというのを聞いております。特に当日預かって、それを断ったというふうなことも今のところ聞いておりませんし、運用について特にトラブルがあったとか、事故があったということは聞いておりません。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 ありがとうございます。

いざというときに見ていただけるところがあるというのはとてもいいことなんですが、休業日、NPO法人保育サポート「あい・あい」が送迎をしていただけてると言っていますが、これ事前にサポートドクター、協力病医院の診察、これ総社市内の病院なんでしょうか。というのが1点と、それからファミリーサポートセンターの利用会員でなければ迎えに行ってもらえないという状況があるんでしょうか。ファミリーサポートセンターの利用会員であればNPO法人保育サポート「あい・あい」の病児保育サポート事業利用において提供会員が病児保育室に迎えに行きってなっているんですけど、会員でない場合はどういう状況、どういう方法に見ていただけるんですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の御質問にお答えします。

サポートドクターにつきましては、市内の小児科医4人の先生方、それから協力医につきましても、吉備医師会、それから吉備歯科医師会等の先生方がこのファミリーサポート事業の病児サポート事業の協力医として登録されている先生方になりますので、そちらで病児サポートを利用する場合にはその診断書が必ず必要になる、そしてその診断書については無料ですということを吉備医師会との連携の下、協力でやっていただいているところでございます。

また、NPO法人保育サポート「あい・あい」の利用会員でなければ病児サポート事業はできないというところなんですけれども、確かにこれはファミリーサポート事業を利用する場合には会員になつていないと利用ができないというのが大原則でございます。この病児サポート事業を利用する当日に、例えば、あまりないんですけども、当日会員になって、利用されるということも可能であるということでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今回、私がこれ病児保育のことについて所管事務調査をしようということで、委員長に取り上げていただいたんですけども、丁寧な資料で、よく分かりやすくなつて、読んで、利用者の反応ということなんですかけども、私が外で聞く話と、こここの反応、特に御意見なしと、トラブルなしということなんですかけども、私が聞くのと若干違うなというふうなところがあつて、今回、所管事務調査ということをやつたんですけども、あと、ここまでしてくれた、特段なことはないんですけど、これ令和6年11月で、今年度でもうじき1年、これ運用が始まってたちます、運用が、これまでの課題と今後の取組状況について、何かしらそちらのほうでお考えとかがありましたら、御答弁いただけたらと思います。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

利用者の反応について、先ほど御意見、苦情等はないというふうなことでございました。利用者の方の実績報告からなんですかけども、発達に課題のあるお子さんとか、重度の知的障がいのあるお子さんについても受け入れて、利用のほうをリピートしているというふうなところもあります。実際、このニーズ調査というふうなところでは、総社市子ども・子育て支援事業計画の中で、病児保育のほうを利用したいかどうかというふうなこともアンケート調査をしているんですけども、実際に子どもを見てもらえる親族とか知人の有無というのが、就学前の児童でございましたら、28.8%、それから小学校児童でございましたら、31.5%、緊急時や用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる、就学前が66.9%、小学生児童が57.7%、いずれもいないという方が、就学前児童、それから小学生児童、1割はいらっしゃる、そういった方々にぜひそういった我が子が病気になかつたときにどうしても仕事に行かないといけないというふうな場合にこの病児保育事業のことをしっかりと周知啓発してまいりたいというふうに考えております。

運用についても、その都度その都度、薬師寺慈恵病院とは協議、連絡、電話のほうもありますし、お伺いして、実際現場のほうも見させていただいてるところでございます。

市民の方に利用しやすい、確かにニーズはあるというふうな現状ですので、こちらのほう、運用のほう安全に、そして透明性をもって実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 すみません。

保護者が児童の家まで送迎すると、もしくは保護者が希望時間まで時間を預かることが可能となっているという場合は、病院が預かってくださるんじゃなくて、N P O 法人保育サポート「あい・あい」がどこで預かるのか。そのときにまた熱が出たとか、そういった場合の、また連携ができるというので、診ていただいた先生に連携取って、もう一遍送迎したりということになる可能性

があるのかなと思うんですが、その場合、毎回1回700円とか、送迎のあるじゃないですか、それは保護者が全部払うんですよね。

それと、その間にサポートドクターの診療が、歳入出てますけど、そこからサポートドクターがやってくださったときには診療報酬は行くんですか。その辺のところがよく分からなくて、そういう件数が少なくて、まれであればいいんですけど、その辺の体制がどういう形でお金が行っているのかなというのが疑問が1点と、何でこんなこと聞くかというと、昨年だったと思うんですけど、1年生の女の子が学校から帰ってきて、すごいはあはあはあはあといつて、お母さんおかしいと思って、かかりつけ医に電話をしたら、時間外だから駄目ですと断られて、それで困って、どこも診てもらえない。#8000番に聞いたら、あれは7時からだったので、その1時間の間があって、結局倉敷中央病院に電話をしたら、すぐ連れてきなさいっていって、ちょっとでも遅れたらもう命に関わってましたよという案件があったんですね。なので、かかりつけ医でも断られるのに、そんな状況じゃなかっただかもしれないんですけど、病児サポートで、NPO法人保育サポート「あい・あい」がサポートドクターに言えば、いつでもちゃんと診てもらえるという保証があるということですか。なので、周知が必要なのかなって、今お答え聞いて思ったんですけど。子どもの場合いろんな例があるので、どういうシステムになってるのか、サポートドクターとの連携、もう少し詳しく教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

薬師寺慈恵病院の病児保育室と、NPO法人保育サポート「あい・あい」のファミリーサポート事業の病児サポート事業というのは全く別の市が委託をしている事業でございます。NPO法人保育サポート「あい・あい」の会員であって、サポート事業を利用して病児保育室にNPO法人保育サポート「あい・あい」が児童を迎えて行ったその後につきましては、それは病児サポート事業利用の際にNPO法人保育サポート「あい・あい」と綿密な打合せをしておりますので、それをNPO法人保育サポート「あい・あい」のふれあいセンターのほうで預かるのか、おうちのほうで預かるのかというのは、保護者とNPO法人保育サポート「あい・あい」との、提供会員とのお話しの中で、どこで病児を保育するかというのは決まっております。ですので、それぞれの御家庭のやり方という形になります。

病児サポート事業中に途中で体調が悪くなりましたら、これが協力医、またかかりつけのサポートドクター、市内の小児科医4人の小児科に受診することができるというのがこの病児サポート事業です。ただ、診察料とかお薬料につきましては、それは保護者が負担をするものになります。なので、体調が悪くなったらどこどこのサポートドクターに連れていくというのは必ずNPO法人保育サポート「あい・あい」から保護者の方に御連絡をして、保護者が来られる場合には来ていただきまし、来られない場合にはNPO法人保育サポート「あい・あい」が診察に同席をして、サポートドクターに診ていただく、そして診察料は保護者が払うというふうなことになっておりま

す。

なので、サポートドクターに診療報酬とかというのは市は発生しないということになります。そういう連携の体制で病児を長時間診ていただく体制というのを整えているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようございますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項(2)訪問介護についての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 それでは、調査事項(2)訪問介護についてでございます。

資料2を御覧ください。

令和6年度に介護報酬改定がなされたことによる介護保険の訪問介護事業への影響等について御説明いたします。

まず、介護保険の訪問介護事業とは、要介護1から要介護5までの認定を受けた利用者宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行うサービスでございます。

事業所の指定や指導等の権限は県となっております。また、サービス提供に対する介護報酬につきましては、国が定めており、3年ごとに改定が行われております。

では、資料の1、介護保険訪問介護事業の状況についてでございます。

表を御覧いただきまして、令和7年5月末時点の状況を申し上げます。

まず、訪問介護事業所が市内には13箇所ございます。

訪問介護事業のみを行っている単独型が10箇所、サービス付き高齢者向け住宅等との併設型が3箇所で、計13箇所でございます。

次に、訪問介護職員数は、約150人となっております。こちらは正規職員とパート職員の合計の人数でございます。

次に、訪問介護利用者数につきましては、344人であり、介護度別の内訳は記載のとおりでございます。

次に、2、令和6年度介護報酬改定の概要についてですが、令和6年度介護報酬改定においては、介護報酬全体では1.59%の増額改定がなされたところであります。

一方で、訪問介護につきましては、約2.2%から2.4%の減額改定となっておりまして、介護内容や時間により基本報酬というものが定められておりますが、一例としまして、20分以上30分未満の身体介護の基本報酬が、2,500円から2,440円に下がったところであります。

減額改定の理由としましては、厚生労働省が実施する令和5年度介護事業経営実態調査におきまして、訪問介護の収支差率が7.8%と、全サービス平均の2.4%を上回ったことなどが主な理由でございます。

次に、3、介護報酬引き下げによる影響等についてです。

市内13箇所全ての訪問介護事業所にアンケート調査を行いましたので、その結果を基に影響について御説明をいたします。

まず、事業が継続できなかつた事業所はないかということにつきましては、継続できなくなつた事業所はございませんでした。

次に、規模を縮小した事業所はないかとのことにつきましては、介護報酬の引き下げのみを理由とする事業所の縮小というものは認められませんでした。

よって、以上の項目二つを理由としまして市民が訪問介護サービスを受けられなくなつたということの報告は現状把握をしておりません。

次のページを御覧ください。

参考としまして、市内訪問介護事業所の状況等についてのアンケート結果を記載しております。

その中で、今回の報酬改定を直接の因果とするものではございませんが、ヘルパーの人数につきましては、13箇所の事業所中、5箇所でヘルパー数が減少しているところです。

また、ヘルパーの給料や賃金が減少した事業所はありませんでしたが、変わらないという事業所がほとんどであり、最低賃金が引き上げられている中、賃上げが困難という点では報酬改定の影響を受けているものかもしれません。

以上、御説明いたしましたとおり、現在は利用者がたちまちサービスを使えないという実態はございません。また、事業所においても、今後廃止をするという方向性を出している事業所もございません。しかし、今回の介護報酬改定の影響に限らず、ヘルパーの減少や処遇面など、事業所の状況を都度聞き取りしながら、引き続き把握に努め、サービス利用状況も注視してまいりたいと考えております。

また、人材確保という面では、全国的な問題として、総社市においても、介護のみならず、起きているところでございます。特に、団塊の世代が75歳となり、今後団塊ジュニア世代が高齢者になってくる時代が参ります。介護サービスを利用する対象者は増える一方でありますので、訪問介護に限らず、介護にかかる前の元気な高齢者を増やすための介護予防事業を含め、考えていかなければならない大きな課題であると認識しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないようですので、私より。

詳しくアンケートも取っていただいて、現状の総社市の様子がよく分かりましたが、この結果を見ても不安は残るということなんだというふうに思うんです。なので、これがこのまま数年後の見込みというのがあるのかなと、先ほど対象者が増えていくというところで、この事業所が継続が無理なくできるのか、ヘルパーの確保というものが不安な気がするんですけど、そのあたりの見込みを教えていただければと思います。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 溝手委員長の御質問でございますが、見込みという点では、今回、今後の事業所の展開についての見込みをアンケートの中でもお聞きしておりますが、たちまち縮小見込みのお返事をいただいた事業所は、1事業所のみで、それも見込みということでございました。そのほかの事業所としては拡大を見込んでいる事業所もありましたので、全体のサービスの量としましては、たちまち先の展望まではできていない現状ではありますが、まだ急を要するという状態ではないのかなというふうに思っております。

また、介護保険のサービス、訪問介護だけではなく、いろいろなサービスがございますので、利用者の御要望、困っておられることをお聞きしながら、様々なサービスを組み合わせて、利用者様が困らない、御自宅で生活できることの支援をできればと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 ありがとうございます。

全国紙の報道等で訪問介護報酬の減額がされたために継続が困難になって廃業したといったような報道も一部であったので、それで心配になって、この調査をお願いした次第なんですが、総社市においては現状ではたちまちそういったことにはならないということですが、厳しい現状であるということは、訪問に限らず、同じことが言えると思いますので、引き続き担当課としては注視していただいて、できるサポートをしていっていただきたいというところでございます。よろしくお願ひいたします。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 ありがとうございます。

今回アンケートを行う中で、事業所の方からも声を聞いてほしいというお声もありましたので、引き続き事業所とも連携を取りながら、事業を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 ありがとうございます。

それでは、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項 (1) きびじアリーナ等への空調設備設置について当局の報告を願います。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 きびじアリーナ等への空調設備設置について報告させていただきます。

資料5の1ページ目を御覧ください。

今後のスケジュールについてでございます。

11月議会の日程等、まだ未確定な部分もありますので、現時点の予定としてお聞きいただければと思います。

工事につきましては、8月末に入札公募を行いまして、10月中旬に入札の実施、10月末に仮契約を行い、11月議会において契約議決を先議にて議決をいただきたいと考えております。

工期につきましては、7箇月を想定しております、契約議決後は、12月の初めから令和8年6月末までの工事を行ってまいりたいと考えております。

メインアリーナにつきましては、12月初めからの現場工事着手、それからサブアリーナと武道館につきましては、令和8年1月から現場工事の着手を予定しております。

続いて、2ページ目を御覧ください。

使用料等についてでございます。

県内の空調設置をされている体育館の使用料を比較表として掲載しております。現時点におきましてはきびじアリーナ等に設置する空調の使用料等、未定でございますが、今後、ほかの施設を参考に設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないようありますので、私より。

さきの議会で補正予算も可決されたということなんですが、②の使用料等についての資料を見ても、輻射式でという体育館はきびじアリーナだけということなんですが、このきびじアリーナに輻射式をつけるに当たって調査をされたと思うんです。その調査が、どのような調査をされたのか、教えていただきたいんです。コンサルタント会社に依頼したと思うんですが。現場の使用者の方々の意見とかは吸い上げていらっしゃったのか、管理者の方の意見をちゃんと聞かれていたのかどうかを確認させてください。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 壁輻射を選定したのは、体育競技、特に卓球であるとか、バドミントン、そういったところへの影響を考慮して壁輻射を選択したというところです。壁輻射になるとどうしても壁面50cm程度、コート内が狭くなっていますので、そういったところで各競技団体のほうにも意見をお聞きして、設置しても問題ないと、支障ないというところで、この方式を選定したというところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 すみません、その各競技団体というのは、どこのことをおっしゃってますか。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 その当時聞いてるのは、バドミントンであればバドミントンの競技団体、卓球であれば卓球の競技団体というふうに聞いております。

○溝手宣良委員長 卓球やバドミントン競技団体というのが、きびじアリーナを利用しているバドミントンや卓球の競技団体ですか。それとも、岡山県の卓球連盟とか、バドミントン連盟とか、またはそれが、これ国際大会にも対応できるということだったんで、要はJOC、日本オリンピック連盟とか、そういったところにも聞いているということなんですか。そこまでしたものが設置されるので、どの程度のヒアリングを行ったのか。実際、岡山県に今リベッツといって卓球のプロのチームもあるわけですが、そこがそんな設備じゃないところでしてるんですよね。だから、何をもってこれが必要だったのかというのを、どれだけヒアリングされたのかというのを細かく知りたいんですが。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 今のコート外の広さについてのところで言うと、コンサルタント業者が企画のところでは調査をしてというところで聞いています。それから、それが狭くなっている問題がないかどうかというのは、きびじアリーナを使ってる団体に聞き取りはしたというところです。

○溝手宣良委員長 承知をしました。きびじアリーナをふだん使っている団体にもきちんとヒアリングをされたといったところで、承知をいたしました。その方々が、コートが狭くなる、コート以外の部分が狭くなるといったところのを聞かれたということで、それだけの空調が必要かどうかは聞いてないということなんだというふうに思うんですが、今の答弁ですと。これが、市長の答弁にもありましたように、国際大会もできるようなものなので、これからそういうイベントを呼ぶというような発言があったんですが、そういったことを企画とか、またはそういった大きなイベントがあれば、当然駐車場の問題であったり、駅からの動線であったり、いろいろなそういうな考えが必要だと思うんですが、そういう考えは当然同時並行しているからこそ、このエアコン設置になったんですよね。ちょっとそこの確認を。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 駐車場とか、駅からの動線というところまでは同時進行では協議と

いうか、検討はできていないと思います。

○溝手宣良委員長 多分そこまで話が進むと、担当課だけではない話になっていくんだと思いますので、承知をいたしました。これだけの立派なエアコンを設置されるのですから、当然有効に活用されるものと期待して、今日はこの程度に私はどめたいと思います。

他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、以上をもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

それでは、この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(2)部活動の地域展開の状況について当局の報告を願います。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 報告事項(2)部活動の地域展開の状況について御説明いたします。

本年度は、令和5年度に策定した現行の市推進計画の最終年度でございまして、国が定めた令和5年度から令和7年度までの改革推進期間の最終年度でもございます。

それでは、資料の1ページ、①から御説明させていただきますので、1ページをお開きください。

①は、現在実施している地域クラブの設立状況をまとめた表でございます。

現在三つのクラブを設立しています。SOWAバスケットボールクラブは、総社中学校と昭和五つ星学園のバスケットボール部の休日の活動を地域展開したもので、令和5年度から引き続き活動しております。今年度は、5月下旬から新たにハンドボールと合唱の休日活動を地域クラブとして実施しております。

引き続き、関係者の理解や要望を取り入れながら、地域展開を推進してまいります。

次に、2ページをお開きください。

②は、拠点校部活動参加制度の実施状況でございます。

今年度は、ハンドボールに加え、剣道、野球、卓球の種目で実施しております。利用生徒は、ハンドボールの3人のみでございます。

③は、総社中学校、昭和五つ星学園義務教育学校の地域クラブ活動推進のためのバスの運行状況で、運行回数はお示しのとおりでございます。

④は、指導者の確保・派遣・育成についてまとめたものでございます。

令和7年7月1日現在、名簿登録者は、71名、そのうち、38名を11種目に派遣しております。詳

細は3ページに記載しております。

同じく④の指導者の育成については、本年度も指導者育成研修会を記載のとおり開催を予定しております。

⑤企業との連携につきましては、引き続き協議しており、地域クラブ活動支援のためのふるさと納税制度を活用したインターネット寄附金募集、ガバメントクラウドファンディングについて協議しておるとところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

こちらは、先ほどの地域部活動指導者登録・配置状況の令和7年7月1日現在でございます。

71名のうち、38名を記載のとおり各校のニーズに基づき、配置しているところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらは、令和7年度の当初予算の状況でございまして、計2,203万円で、今年度は、倉敷市3,155万9,000円に次ぐ規模で、県内では地域連携、地域展開を推進している状況でございます。

現在、地域クラブ運営のための保護者負担はございません。

なお、今後、全ての部活動の休日活動が地域クラブに移行した際に必要な予算は、現状から推計し、4,600万円、指導者は最低84人が必要と見込んでおります。

続いて、5ページを御覧ください。

本年度教職員の地域クラブ活動への意向調査を行った結果でございます。

希望する、またはどちらかといえば希望すると回答した割合は、計34.7%となり、前年度比13.1ポイントの向上となっております。事務局としては、クラブ指導に前向きな先生方に協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

この2枚は、7月30日に開催された総社市部活動改革推進協議会での協議資料でございまして、今年度中に令和8年度から令和13年度までの新たな市推進計画を策定するためのものでございます。

まず、6ページでございますが、総社市が目指す地域クラブ活動の方向性を確認した資料でございまして、部活のような、部活が好きという意味で、ブカツライクというフレーズを総社市の目指す地域展開のアイコン、象徴として提案させていただいております。

生徒の意向を踏まえ、学校部活動と同じ活動時間、同じ場所、同じく仲間で行うことを考えております。

地域クラブの理念といたしましては、記載のスポーツ・文化芸術活動への参加機会と環境の提供、教育的意義の継承の3点でお示ししたところ、委員からは、ブカツライクというフレーズは教員が制度を理解しやすい、ブカツライクは分かりやすく、子どもたちにも声をかけやすいなどの御意見をいただいたほか、地域づくりを加味した理念にしては、周知に工夫をなどの肯定的な意見をいただいております。

最後、7ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、令和8年度以降の地域展開計画の方向性を示したものでございます。

国の実行会議では、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と定め、休日については、原則、全ての学校部活動について地域展開の実現を目指すということで方針を最終取りまとめで示されております。

今後、これを受け、国は、令和4年12月に公表した現行のガイドラインの改正をする予定でございまして、こちら側へ発出されましたら、これを精査しながら、本年度、本市ではこの6年間を3フェーズに分けて、段階的に地域展開を進めていくことを検討しております。

委員からは、意見といたしまして、柔軟性を持って実施するように、指導者は、顧問教員との意思疎通が大事、地域づくりの一環で地域展開が必要、中学校によっては部員が減ってきてているので、地域展開は賛成、保護者負担が今後は気になる、子どもたちを取り残さないように前向きな取組、少なくとも令和13年度までは行政主導で実施をなどの前向きな御意見をいただいております。

これら委員からの意見を参考に、さらに推進協議会内に設置の部会で協議を重ねながら、また国の動向も注視しながら、今年度中に新たな市推進計画を策定したいと考えております。

報告事項については以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 ちょっと聞かせてください。

2ページ目にあります⑤の企業との連携というところで、ガバメントクラウドファンディングを実施する予定ではありますというところなんですが、これ資金を何の目的で集めて、何に使うというふうなことをもう考えられているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 こちらは地域クラブとしての運営費、例えば地域クラブ、単位クラブの活動費、施設利用料等が考えられると思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 この地域移行に関しては、これは、国は制度をつくったと言えるんですかね。ほったらかしです、これは。言ってみるだけ。県も何にもしません、全く。県に地域移行の件で私自身要望に行きましたが、国の様子を見ますという、そういう答弁ですから、これ。全くする気がない、県も。その中で総社市がやってることに対して、私は敬意を払いたいと思います。よくここまで練られて、実行に移されてる。これ多分大変だと思います。令和13年まで計画立ておられますが、無理がないように丁寧に対応していただきたい。これ全部お金はもう市がもつわけです

から、これは。大変だと思います。だけど、これ子どものことなんで、ないがしろにできないと。私は今日のこの報告を受けて、非常にうれしかったです。頑張ってください。質問じゃありません。答弁は要りません。

○溝手宣良委員長 答弁は要りませんか。

○村木理英委員（続） 何か言いたいことがあつたらどうぞ。

○溝手宣良委員長 できるだけ質問でお願いしますね。

他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 さっきの引き続きでもあるんですが、ほかのところで、3ページにあります、今登録が71名いらっしゃって、実際配置状況としては38名だというところなんですが、このまづ71名のここなんですが、これは一つの種目だけでいってるんですかね。例えばでしたら、うちには、あるか分かりません、ハンドボールとバドミントンと両方見ますよというような人がここにカウントされてるのか。38名が今配置されているという状況ですが、残りの33名の方というのは、これは条件が合わないとか、いろんなことがあるかと思うんですが、その状況を聞かせていただきたい。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 山名委員から御質問いただきました。

こちらの71名は、種目については単独種目でございます。38名しか配置ができないという状況でございまして、なかなか予算が足りないことから配置ができないということと、あと学校とのマッチング、ニーズがその種目に今のところないというところで、配置できない状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

予算の問題だとか、だから先ほど言ったクラウドファンディングもかけて、予算を捻出することを多分考えられてると思うんですけど、ここの5ページにあります、これは休日のほうになるんですけど、教員の方の中で聞き取りをされてるというのがあって、多分2回か3回ぐらい前のときにも、一度教員の方に聞いて、希望される方がいるんだったらというような話があったと思って、それでこのアンケートをされてると思うんですけど、この中で、条件が合えば希望するという方が結構多いと思うんですよね。全体で言うと25%もいらっしゃるわけで、希望する方が9.7%、この人たち、この教員の方たちには、これは指導員になってくれというふうにお願いをしていくのかということと、条件が合えば希望するって、その条件というのは、一体それぞれどういうふうなことを思い描いているのかというのを調査はされておりますでしょうか。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 山名委員から再度御質問いただいたところでございます。

今後、こういう肯定的な御意見をいただいた先生方には市から依頼をしてまいりたいと考えております。

また、条件が合えばというのが、今、活動を指導している部活動ならというのが多い意見でございました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 これ非常に大事で、定年退職後に事業に関わってくださる先生をいかに募れるかというのは一つのポイントだと思います。やはり条件の一つとして報酬、これが大きいんじゃないかと思いますが、そういうお話を聞いたことはありませんか、どうですか。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 村木委員から御質問いただきました。

報酬のところの金額、今、部活動指導員の時間単価1,600円に合わせたものと、アシスタントは1,200円という単価を決めさせていただいているところでございますが、もっと多いほうがいいとかということは聞いていない状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 一概に報酬というふうに簡単に言える話じゃなくて、これ責任がある仕事なんで、いろんな面で負担がかかると思います。ですから、手厚く指導員を集めるという方向が大切だと思います。ですから、まず指導する方を手厚く、待遇を確保すると。そして希望の種目に合致するという、そういう順番でぜひやっていただきたい。予算的にこれ非常に厳しい中でやっておられると、ここだと思います、一番は。また、先ほどのきびじアリーナのエアコンの話がありましたけど、委員長はエアコンの質問されましたけども、国際大会があるかないか分からん、エアコンの設備が2億円か3億円か、高いやつをつけるという、雑談的な話かも分かりませんけども、そういう予算があるんであれば、実際子どもたちに充てるということですから、これは。だから、そこをきちんと予算取りしないと、なかなか総社市の市政って前に行かないと思うんですよ。そこを十分に加味していただきたい。それから、きっちり予算を確保しないといい事業できないと思うんですよ、これは。そのことをあえてここで申し上げたい。何か答弁できますか。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 村木委員から再度、予算の確保について御質問をいただいたところでございます。

予算の確保は大変厳しいものでございますが、今後、国がガイドライン等で国負担分、県負担分というのを示される予定となっておりますので、そういう国の動向や、いろいろな補助金等の活用ができるようでしたら、そちらのほうも積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 すみません。

大変厳しい答弁を求めてしましたが、国も県も当てになりません。市は先行してなきやいけない。これは総社市がモデル地区になって、国に対して地域移行ってこんだけお金がかかって、こういうことをやって、こういう結果を出すんだということをきちんと示せるように。最初は市が持ち出しをしてでもきちんとやっていくという方向でこの事業を進めていただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 答弁可能ですか。

教育部長。

○江口真弓教育部長 この予算の確保につきましては大変苦慮しております。まだ国や県の方向がしっかりと示されないまま、総社市の負担でどこまで進めていけばいいのか。市長がよく言う、後ろを振り返ったら誰もいない、全部市単独予算だということになろうとしてるふうにも見えますが、そういう中で、担当室のほうでは積極的にそこを進めていってるところです。そういう中で、いろいろ支援員のマッチングもできたり、やりたいという方、指導したいという方がたくさんいらっしゃってくださってるというのはありがたい話で、それは子どものために活用できるように予算もしっかり確保できるように、そういう状況を見ながらしっかりと進めていく予算も確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 ありがとうございます。

この予算と登録状況って、今、実際に登録されている指導員は71名、指導者は最低84人必要となっているんですが、実際に84人必要となれば4,600万円が必要、現状でいくと2,203万円。この場合、実際に指導している54人、部活動指導員は14人で、配置済みが10人ということは、配置されていない方が4人というふうに見ていいんですか。

それで、会計年度任用職員ということは、会計年度任用職員でも国の3分の1の補助は受けられると考えていいのか。同じ地域部活動指導員、同じ指導員ですが、これも会計年度任用職員ですけど、無報酬になってるじゃないですか。この市単独予算ってなってますけど、補助がないけれども市単独予算で出しているということですね。下の有償ボランティアも、補助はないけども市単独予算で出していると、この差というのはどのくらい、指導員と、それから支援員との差はあると思うんですけど、有償ってなるとズメの涙だと思うんですが、これでこのままでいくと84人必要といつても成り手がない。ただし、71人登録していますが、実際に、例えばソフトテニスがないので、部活ができないところに登録しているこの指導員たちは、もう登録されているだけというふうに見ていいんですか。

○溝手宣良委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 順宮委員から御質問いただきました指導者の状況でございますが、今、地域クラブで当たっている指導者は15名ということになっております。記載は1ページのほうに合計で書いておりまして、3ページのほうの④の一番下のところに15名ということになっておりますが、今後こちらの数が最低84名要るということでございます。その他の方々で配置している方々は、地域連携、部活動の補助をするということで配置させていただいているところでございます。それを経て、段階的に地域クラブ化を目指しておるところでございます。

今後、この部活動指導員と会計年度任用職員の方と有償ボランティアの方の単価というところでも、今、会計年度任用職員の方の部活動指導員1,600円、部活動指導員も1,600円、有償ボランティアの支援員の方も1,600円の時間単価で配分しております。アシスタントの方は1,200円ということになっております。何が違うかといいますと、有償ボランティアの方と会計年度任用職員の方の違いは、引率をして大会へ率いていけるかどうかという指導者としての重みが一番違うところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

ないようありますので、私より。

根本的なことを聞きたいんですが、部活動、それが地域展開されたとて、生徒の安全を守るということは大切なんだろうと思うんですが、例えば、今日急な雨が降ったから練習はやめにしますよとかといったそういった連絡を取る手段として、LINE等は使っていないはずなんですが、そういったことは本当に徹底されているのか。今のが、急に例え参加するはずの生徒が休む場合には、学校へ連絡をして、先生から伝えていただく、または一緒に参加する生徒に対して伝えて、その顧問なりに伝えるという形を取っていらっしゃると思うんですが、これが部活動が地域移行展開されても、それは絶対に徹底されて、守られて、推進員、指導員と生徒が直接連絡先を交換することはある得ないことには絶対なるのか、それは保護者も含めてですけど、そのような体制がきちんと築けているのかどうかというのを確認させてください。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から御質問いただきました連絡体制でございますが、今もすぐ一利用しての急な欠席の連絡はしていただくようにしております。携帯やSNSで個人的なやり取りはもう厳禁ということを周知しているところでございます。

今後、地域クラブを展開するに当たって、専用の安全なアプリケーションでの連絡ツールというのも、一部、昨年度は無料導入がありましたので、それを導入してみたところで使い勝手がよかつたという声を聞いておりますが、有料でございますので、正式に市負担で部活アプリを導入するまでは至っていない状況で、今すぐ一を使っていたい状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 続けて、私より。

連絡体系、前回も多分僕同じようなことを聞いたんですが、ここはもう徹底をしていただきたいと。

絡むと思うんですが、いわゆるデータベースの利用状況はどうなのかと、今、大分問題になっていますから、この部活動の地域展開をしていくに当たり、その指導員であったり、指導に関わる方が過去に性犯罪を犯しているかどうかの確認は今でもされているのでしょうか。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から、犯罪データベースについてお伺いしたところで、犯罪データベースというのは、すみません、それを利用はしておりませんが、面接をした際に人となりを聞いて、あと教員でしたら、教員の履歴等も履歴書等で確認して、かつて性犯罪等に関わっていないかどうかは確認させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、現在は教職員の方はその記録があるが、そうでない方はない、またはそのデータベースを利用はしていないし、現在は面接等で判断しているということで、今後はここはきちんとしていただかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。やはり面接だけでは多分足りないということが当然のように言われてくると思いますので、今後は。何かあったときに結局面接だけだったのって突っ込まれるのは避けたほうがいいと思いますので、ここは考えていただきたいというふうに思います。

それともう一点が、今の話とは今度は変わります。

部活動を地域展開していくんですが、そもそも部活動の在り方が大きく変わろうとしているのかなというふうにも思います。というのが、全国大会の廃止であったり、いわゆる勝利至上主義につながりかねないような部活動の在り方が問われるようになっていくんだと思うんです。なので、これが地域展開されていったときに学校の管理から外れていくといったときに、その部活動の内容が、大会での勝利というものを一つの目標として目指すのは当然とは思うんですが、そこに偏り過ぎないようにするとか、そもそも勝利を目指さない、ただ楽しむんだといったような部活動というものも、いわゆるゆる部活と言われたりしますが、そういったことでもあるのかなというふうに思っています。現状では今ある部活動を地域展開していくことしか多分取り組まれていないんだと思うんですが、そうではないことであれば、例えばどこかの地域で、そういった子を集めてゆる部活をするんだったら受け入れられるよというようなこともあるんじゃないかなというふうに思っています。そういういたところの方向性というのは総社市としては持っているのか。今、中学校の選抜の全国大会が今年から5年間総社市で行われているんですが、だからそういういたところを今後はどういう方針で総社市はやるんですよ、例えば、自分が野球出身なんで野球で言えば、大会の勝利を目指していくチームを編成していく野球と、そうではなく、野球を楽しむという観点からしていく部活動、そういうふうに分けるとか、そういういたような今後の部活動の在り方というような方向性を持つていらっしゃるかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から再度御質問いただいたところでございます。

総社市が目指す地域クラブの理念といたしましては、6ページにお示ししているところでございますが、個々の生徒のニーズに応じてというところがございますので、今後、地域クラブ化を推進していくに当たって、その個々のニーズ、レベル別の自分が通いたいクラブの、例えば楽しむところとか、試合に勝っていきたいというふうなレベルやニーズに応じた展開も今後は検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 今の御答弁ですと、今後はこの部活動指導員を募るに当たって、そういうことは先に伝えるということでいいんですかね。要は、勝利を目指さない部活動で指導員をお願いしますというような募集もしないと、そういう人は集まらないのかなというふうに思うんです。だから、そのパターンをちゃんと示す必要があると思うんです。だから、これ今見る限りでは現状の部活動の継続なんだと思うんです。新たな取組というものはしていくのか、いかないのか。今の御答弁だと、ニーズを聞いてということになっているんだと思うんです。なので、そのニーズがなければもうそういうことはしないのか。実は調査しなくともニーズがやってみたら集まるかもしれませんし、そこをもう一度。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から再度御質問いただいとるところでございます。

指導者の今後の募集の際にもどの程度の指導ができるかというところから聞いて、少なくとも地域クラブ化したチームは、ガイドラインからいいましても、勝利至上主義に走ってはいけないというのがございますので、その国が示したガイドライン、総社市が策定しております在り方等に合致した地域クラブと指導者を依頼と要請をしていきたいと考えております。今現在考えておりますものが、今後剣道などを地域クラブ化しようと考えておるところでございますが、総社東中学校、総社西中学校の剣道部で中学校から始めた生徒、それから小学校からずっとやっている生徒というふうな段階別に総社東中学校、総社西中学校を混ぜて、分けて、指導を分けた指導というのも段階的な推進ということでやってみようということも検討しているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 じゃあ引き続き、すみません。

もう一点が、先ほどから質問も出ておりましたが、指導員が、今現在71名の登録でしたかね。実際に活動されていらっしゃる方が38名、このトータルの71名で質問なんですが、平均年齢ってどのあたりなんでしょうか。要は、この方がこれから頑張って続けていってくださったとして何年間ぐらいこの部活動のこの地域展開について御協力いただけるのか。当然先ほど84名最低必要なんですよといった中で、単純に84から71を引いた数ではないんだと思うんです。当然入れ替わりというのが起きていくと思うんで、目標が84ということは常にずっと、何ならあふれるぐらいの勢いで指導

員が来てくれないと新陳代謝にならないと思うんですが、そのあたりも踏まえて、本当に見込みが立つかどうか、教えてください。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 指導員の年齢というところでございますが、資料の3ページの②に今71名の年代別登録状況ということで、平均の計算は出しておりませんが、61歳以上が19名いらっしゃるということ、また18歳から30歳が23名いらっしゃるということ、また51歳から60歳は7名というところで若干少ないです、今後、企業にお勤めの方で参加できるような方々に企業連携の一環として指導者の方々に参加いただけるかどうかというのを依頼等をしてまいりたいと考えております。

これで、71名のため、今15名しか地域クラブ化の指導者はいらっしゃいませんが、もう少し登録者も増やしていくまして、代わりながら、休みながら、常に指導に当たるというふうじゃなくて、ローテーションを指導者の方もしていただきながら、できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、私の質問は以上とさせていただいて、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に移ります。

報告事項(6)民間認可保育所等の設置運営事業候補者の決定及び児童発達支援センターの指定管理候補者の選定について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 報告事項(6)民間認可保育所等の設置運営事業候補者の決定及び児童発達支援センターの指定管理候補者の選定につきまして御報告いたします。

資料の10を御覧ください。

まず、1番目、民間認可保育所等の設置運営事業候補者の決定についてございます。

まず、①選定委員会の開催につきましてですが、第1回の選定委員会につきまして、選定委員の委嘱、募集内容、選定方法の決定等を行いまして、第2回、第3回では、プロポーザルによる選考、第4回では、事業候補者の決定を行っているところでございます。

②応募事業者数ですが、認可保育所が1施設の公募に対しまして6事業者、小規模保育事業が2施設の公募に対しまして3事業者と、多数の応募がございました。

③設置運営事業候補者につきましては、7月30日の第4回の選定委員会終了後に各事業者へ選定結果の通知を行っているところでございます。そのため、結果の報告が各事業者より先行するおそれがあつたため、候補者の記載を避けさせていただきました。御了承ください。

それでは、決定いたしました設置運営事業候補者ですが、まず小規模保育事業者につきまして、1者目が、総社市久代5127、社会福祉法人雪舟福祉会で、保育所の設置場所が、市内金井戸地内を予定しておるところでございます。

もう一者が、総社市小寺487、社会福祉法人真美会で、保育所の設置場所が、市内総社二丁目地内を予定しております。

定員は各園19名で、令和8年4月1日の開所を予定してあるところでございます。

次に、認可保育所につきまして、総社市小寺986番地1、社会福祉法人超寿会で、保育所の設置場所が、市内小寺地内を予定しております。定員は90名、令和9年4月1日の開始を予定してあるところでございます。

今後、各事業者と協議を進めながら、予定の開所に間に合いますよう進めていきたいと考えております。

次に、④予算関係でございますが、令和7年度の補正予算におきましては、小規模保育事業の改修に伴う経費、また令和8年度の当初予算におきましては、認可保育所の新設に伴う経費の予算計上をそれぞれ予定しておりますので、予算計上の際には改めましてお諮りさせていただきたいと思います。

最後に、⑤今後の予定ですが、各事業候補者に運営等の意向の確認ができ次第、設置運営事業者とすることとしておりますが、本日時点で、小規模保育事業者の社会福祉法人雪舟福祉会、また認可保育所の社会福祉法人超寿会、こちらの2者から運営等についての意向の確認ができましたので、その2事業者を正式に設置運営事業者として決定したことを申し添えさせていただきたいと思います。

また、もう一者の社会福祉法人真美会につきましては、現時点では、運営等の意向の確認がまだできておりませんので、今後確認してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページ目、2、児童発達支援センターの指定管理候補者の選定についてでございます。

令和8年3月31日で指定管理期間が満了となります総社市児童発達支援センター、総社市立総社はばたき園の次期管理運営につきましては、指定管理者制度による形態とし、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、選定方法を指名方式による選定とすることといたしました。

③ですが、選定委員会の開催につきまして、さきに御報告させていただきました新設保育所の選定と同様の選定委員会で選考しているところでございます。

第1回の選定委員会では、選定委員の委嘱、また形態や指定管理期間、選定方法などの管理運営の決定等を行いました、第2回選定委員会では、業務方針や事業計画、また運営状況などの申請内容に対しまして、選定委員から意見を聴取し、審査したところ、指定管理候補者とすることが適切であると判断し、選定のほうを行ってあるところでございます。

④指定管理候補者につきましては、総社市小寺365番地、社会福祉法人総社市社会福祉事業団を候補者として選定しているところでございます。

⑤今後の予定といたしましては、指定管理者の指定につきまして、令和7年11月の定例市議会へ議案の提出を予定しておりますので、その際には改めましてお諮りさせていただければと思います。

御報告は以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 総社はばたき園のことを1点だけ。

以前、職員の中の問題があつたじゃないですか。あれらどうなつたんですかね。それでも引き続き、ここということなんでしょうか。そこの職員で辞められた方とお話しすることもあって、いろんな思いをまだまだ引きずられてるようなお話を聞いたんですけども、そのあたりは、職員の配置、当時、施設長も市のOBの方になってもらつたりとか、そういうふうな配慮もありましたけれども、そのあたりのことはどうなつてますか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の質問にお答えしたいと思います。

今現在、社会福祉事業団につきましては、職員数30名おられるんですけども、施設長をはじめ、それぞれの専門職の方、指導員であつたり、看護師、言語聴覚士、管理栄養士、調理員、こういった様々な職種の方がおられるところでございます。今現在は、安定した対応、業務への取組をさせていただきまして、利用者の方と深い、継続的な、長期的な信頼関係を築いてるところでございます。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

では、私より。

指定管理なので、余計分かりにくいんですが、その当時、今、萱野委員がおっしゃったようなトラブルが起きたときも、相談者からいろいろ指摘をされたんですが、これ総社市立総社はばたき園なんですよね。だけど、指定管理だから、責任者は総社市ではないんだみたいな話になつたりするんですけど、結局最終的な責任者は誰というのが明確に言えますか。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 溝手委員長の御質問にお答えしたいと思います。

責任者というところですけれども、委託ではなく指定管理という形ですので、運営管理一式を社会福祉事業団のほうへ業務委託してするような形にはなっております。そういう中で、行政職、こ

ちらの担当課でございますことも夢づくり課、こちらのほうとも連携を図りながら取り組んでところでございまして、施設の運営につきましては、施設長がもちろんおられますので、そちらのほうに管理責任というところではございますが、全く、指定管理先の事業者だけではなくて、こちらの行政のほうもある程度関わりながら、責任等につきましても、そのあたりもこちらのほうでも全く関与しないというわけではございませんが、こちらのほうでも関わりながら、そのあたり対応していきたいとは考えてるところではございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 とても分かりにくかったので、責任者は誰か教えてください。

副市长。

○中島邦夫副市长 総社はばたき園につきましては、充て職みたいにはなるんですけど、副市长が一応理事長という立場でやっています。そして、理事長という立場でありますので、責任等々ももちろんあると思っております。そして、私は理事長という立場で数年前に職員間同士の問題がありましたけど、そういったところで、総社はばたき園の職員の中で研修をするとか、市役所への窓口、困ったときの窓口を設けるとか、そういったことも改めてそのときに改善できるところはやりました。それと同時に、指定管理に教育委員会側から出しておりますけれども、やはり総社はばたき園の現場と教育委員会が常に話ができるような環境といいますか、そういうところが重要なんだろうと思って、改革するところはやって、今もやりつつあります。私も年に何回も行きますけど、今の状況がどうなっているのかというのはもう常に聞き取りは行っております。そして、責任、私は理事長を引き受けている以上は、私に責任があるんではないかとは私自身は思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、以上をもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○溝手宣良委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

次に、調査事項(3)学校プールについての調査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 失礼いたします。

調査事項(3)学校プールについて御説明をいたします。

資料の3を御覧ください。

まず、本年度、水泳の授業を実施した学校は①にお示しのとおりです。授業時数としましては、②ですが、およそ6週間程度の実施期間で、1学級当たり10時間から18時間程度で計画をしております。そのうち、平均しますと、1学級当たり8時間から13時間程度の実施となりました。

また、実施できなかった時数といたしましては、③でございますが、平均いたしますと、1学級当たり1.3時間です。最大のところでは9時間、最少ではゼロ時間というふうに実施しております。

中止の主な理由としましては、雨や雷雨等の悪天候、また暑さ指数が高かったための熱中症対策、また機器の故障等が主な理由となっております。機器の故障につきましては、秦小学校、昭和五つ星学園義務教育学校の前期課程のほうでポンプの不具合がありまして、当初予定よりも1週間程度、実施期間が短くなったというものでございます。

御説明は以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

2点お伺いいたします。

これ文部科学省の学習指導要領の中では、体育時間は大体90時間から105時間ということで決められてますけど、水泳の授業時間については決まりがないんですよね。各自治体において適宜実施してということになってると思うんですけども、この10時間から18時間の計画なんですが、総社市においてはこの計画で何を目的として、何をこの水泳の授業で得ようとしたのか、それがこの10時間から18時間の内容になってるのかということと、もう一つは、この10から18時間の開きについて、その学年であれ、学校の事情であれ、あるのかもしれませんけど、この開きが8時間、ほとんど倍になってるんですけども、これはどうしてなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の御質問にお答えをいたします。

まず、水泳の時間ですが、御指摘のとおり特に定まっておりません。ただし、学習指導要領で、体育の分野は各領域を大きく偏ることなく、ある程度平均してといいますか、ある程度数をするようにというふうに示されております。その中で10時間から18時間というのは適正な時数かなというふうに捉えております。

また、内容ですが、これは各学年で水泳指導における目標というのが定められております。例えば低学年ですと、水に慣れることですとか、水と親しむ、小学校の高学年ですと、水泳の泳法等の

指導の内容というのは示されておりますので、それに従って実施をしておるというところでござります。

また、2点目の時数の差のほうですが、まず実施時期や学校によりましては、雨天のこととも考えて、少し多めに計画をしているというような学校もございます。特に今年で申しますと、18時間というところは総社北小学校がプールに2時間枠で、バスで運行いたしました。2時間枠というところもあって、回数によっては、計画として18時間程度となったようなところもあります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 本来学校の子どもに授業をするのに場所によってその時間が違う、これ水泳授業の目的を達成するためには、この時間は公平でなかつたらいいんじやないかと私は思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、水泳授業の中で一番大事なのは、今、時期的に非常に水難事故が多い。しかも、小・中・高、この三つの中で多いのが中学校、それから小学校の子どもが多いんですよ。この水難事故に対しての授業をやられているのか。僕の子どもたちが総社東小学校のときには着衣泳の授業があつてということを聞いたこともあります。なので、その着衣泳などの授業の中で教えていくことが大事じやないんかというふうに思っていますが、その中で、先ほど申しましたように命に関わる問題、これから自分で自分の身を守っていかなければいけないという授業に対して授業時間が不均衡であつて、不平等であるというのはおかしいと思いますけど、その辺についてお伺いいたします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えいたします。

授業時数のほうに関しましては、各学校での他教科と同様に習得の具合ですとか、子どもの実態に応じてある程度計画が異なるということは起こり得るかなと思います。

そしてもう一点ですが、どうしても大規模校になると、プールの回転をたくさんしなければいけなくなるので、どうしても少し、やや少ない時間数になってしまふということは考えられます。ただ、その計画の中で当初の目標としております学習指導のほうを実施するという形で、教員のほうは計画をしております。

また、もう一点ですが、水難事故等の着衣泳のことでございますが、どの学年におきましても必ず水難事故の予防に資する扱いを執り行うということは示されておりますので、実際に着衣泳をしますとか、もしくは水泳指導のないような学校でも必ずその子どもの命の予防の授業というのは実施をすることになっております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

子どもが自分の命を自分で守るという、大きくなったときに子どものときの体験が非常に役に立

つということはあると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私が子どもの頃、総社小学校だったんですけども、夏休みの間は学校のプールへ来て、泳げない子は一生懸命練習する、25m泳げるようになるまで来なさいよということで、僕も水泳苦手だったので、行った覚えがあります。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、今、話した、今総社市的小学校の中では夏休み中は学校のプールは開放していませんね。その辺をお知らせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えします。

市内の学校のプールは夏休みには開放は今年度はどこもいたしておりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 今回のこの学校プールの件なんですけども、今、総社北小学校が市営プールを使って、先ほど言いました2時間の枠を取ってやってましたというのがあって、これ聞いたら、その話でいくと、割と民間というか、学校以外の場所を使うやり方の一つのモデルになったんじゃないかなというふうには思うんです。この総社北小学校、1年生から6年生まで全部で実施していくのかですとか、着替えはどうしていったのか、そういう移動方法、そこの中での全体的な運営で問題はなかったのかというところを、全体的な総社北小学校の運営に関して聞かせていただきたいというのと、あともう一つ、市営プールを使われたということは、市営プールってたしか7月19日からが一般開放で、それ以前の時間帯を使ってたと思うんです。ということは、本来であれば、そこまでにプールをきれいにして、水を変えてやればいいということで、授業をやるということはそれだけ期間が延びたと思うんですね。それ本来使わない分を使ったということなんで、その費用が市営プールにどれぐらいかかったのか、それは総社北小学校のプールをその年度で維持する費用と比べてどうだったのかという、この項、分かればお願いします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

今年度、総社北小学校のプール授業につきましては、市営プールを利用して行っています。

まず、着替えのことでございますけれども、着替えについては、市営プールにバスで送迎した後に市営プールの中で着替えて、授業のほうに臨んでおります。

それから、移動方法なんですけれども、今年度は民間のバスを利用いたしまして、大型のバスで1年生から6年生まで全ての学年で市営プールを利用してあります。ですので、総社北小学校のプールは今年度は利用していないということになりますけれども、授業といたしましては、1、2年生、それから3、4年生、5、6年生という三つの区分に分けまして大型のバスで送迎をいたしております。

授業の実施期間につきましては6月17日から7月11日までの14日間ということで行っております。

それから、もう一つ御質問のございました市営プールの利用料でございますけれども、準備期間も含めましてその間の施設の占用使用料ということで、総社北小学校以外での使用はしておりませんので、それが約70万円という利用料となっております。

市営プール、総社北小学校単体の維持管理費と比べてどうかというお話ございましたけれども、学校別の水道使用料というのがなかなか計算しづらいところもあるんですけれども、年間平均して1小学校当たりで申し上げますと、20万円から30万円というのが水道使用料、プールに係る使用料となっておりますので、それに比べたら若干割高という面もございますけれども、その間、薬剤でありますとか、そういうものは必要ないということにもなりますし、教職員の方、日常の維持管理かなり労力を要しているということもありますので、そういういた目に見えない負担というのはかなり減っているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 ありがとうございます。

いろいろバスの移動とか、大変だったかなと思うんですけども、その中でも学校のほうから、こういうところが問題点であって、こういうところ、今年度に直らなかつたらですよ、この総社北小学校のプールが、これが今使えてない状況なんで、来年使えるかどうか分からんんですけども、そういう不具合ですか、反省点というか、そういうのが上がってれば教えていただきたいなというのと、あと先ほども言いましたけど、総社北小学校のプールがどこから水が漏れているのか分からないという状況というのを前お聞きしてて、じゃ、これ修繕するのに、これからしていくのかというところもありますし、この修繕の費用を考えれば、それは多分トータルで見ると、市営プールを使ったほうが安いんだろうなというふうには思います。その総社北小学校の修繕の状況を聞かせていただきたいというところと、あと市営プールを使われて、1、2年生、3、4年生、5、6年生というふうに行ったというふうに聞いてるんですが、市営プール結構深いところもあって、それというのは、下に沈めて、水位を多分変えられるやつがあったと思うんですけど、あれを使って授業をされていたのかという、そういう工夫というところと、あと授業中、児童に対してのプールのレーン数とか、そういうところが実際に市営プールで合っていたのかというところ、あそこはたしか7レーンぐらいあったと思うんですけども、それで総社北小学校の児童が、すみません、詳しくは何人か分からないんですけども、そのところで賄うことができていたのかというところ、お聞かせください。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、今回市営プールを利用するに当たりまして、教職員の方かなり慣れないところでの授業ということになりますので、事前にどういった授業をするのかというのはかなり検討していただいております。それから、離れての場所になりますので、そういう面の安全管理面というのも、總

社北小学校を使うということが決まりましてから、綿密に教職員の中で検討されているというふうに聞いております。

それから、総社北小学校のプールの修繕の状況でございます。まだこれ方針決まっておりませんけれども、漏水がどこからというのがなかなか見つけづらいということがございます。プールの大規模な修繕をするとか、建て替えてしまうとかということになると、億を超えるような金額が想定されますので、今のところは市営プールの利用を基本線として活用していきたいというふうに考えております。

それから、実際の授業のやり方というか、市営プールかなり水深がというところで、そちらにつきましてもこちらもかなり危惧していたところでございます。当然、今、2レーン分かさ上げのところがありますので、そういうものも活用しながら、それから水深については、管理しているアジア一ノ岡山のほうでかなりぎりぎりまで低くしたような状態での運用をしていただきましたので、特にその深くてというところでの不具合というのはなかったかと思います。

それから、1、2年生につきましては、50mプールではなくて補助プールを使っての授業をしておりますので、そちらについては水深については問題なかったかと思います。

それから、レーン数でございますけれども、最初授業始まった頃はかさ上げしたところを中心にやっておりましたけれども、授業が進むにつれまして、50mを使っての、人数的には2学年ずつで約50人ずつぐらいの授業だったかと思いますけれども、教職員の方、授業のほう工夫されておりまして、使える範囲で、7レーンあつたら7レーン全て使うような授業といいますか、そういうこともされていたのを拝見をいたしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 これ最後にするんですけど、例えばですけども、レーン数も要るんですけど、ほかの学校と合同でできそうだったかというところも聞きたいのと、あとそれはもう全体を通して今回の総社北小学校ですけど、市営プールを使って、割とよかったですけども、好感触であったのか、運営面とかいろいろあると思うんですけども、そのところは学校からすればどうだったかという、その2点だけ、最後に確認させてください。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、例えばほかの学校と合同で利用できるかということだったかと思いますけれども、今回、先ほどもありましたけれども、授業の実施数ということである程度の時間を確保したいということもございまして、総社北小学校のほう計画を立てております。移動に要する時間もありますので、6月17日から7月11日までの間、ある程度は市営プールを午前午後というふうな割り振りで使うという状況でございます。仮に他校と併せてということになりますと、当然授業ということになりますので、調整は必要かなというのが一つと、移動に要する時間が学校ごとに変わってきますので、

どう当てはめていくのかというふうな工夫は必要なのかなというふうに思っております。

物理的に市内の学校全てを市営プールでというのは、6月、7月という期間内で収めようと思いますと現実的ではないかなというふうには思いますけれども、小規模な学校を中心にどういった活用ができるのかというのを今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、学校の先生側からの御意見でございますけれども、一番は、管理がなくなったという面ではかなり負担が軽減されたというふうに思っております。それから、先生御自身で工夫されて授業されていたということですので、特に市営プールを利用したことによって授業がやりにくかつたというふうな否定的な意見というのは聞いておりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑がありますよね。

もうしばらく質疑がありそうなので、この際、しばらく休憩をいたします。

再開は13時10分とさせていただきます。

休憩 午後0時8分

再開 午後1時8分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 このプールに関して簡単にお聞きします。これまだまだ修繕でいくのか、それとも集約なり、民間との連携とか、そういう方向に進むのか、簡単にお聞きいたします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

今後の学校プール施設をどうしていくかといった趣旨の御質問だったかと思います。

午前中も申し上げましたとおり、修繕をどこまでのものにするかによっても金額かなり変わりますし、建て替えにつきましてはかなりの経費を要するということがございます。具体的に今どうするこうするということが申し上げられない状況ではありますけれども、選択肢としては市営プールの利活用を進めるということが一つ、それから学校プールの拠点校化といいますか、複数校で利用を行うということも一つ、それから全国的には民間事業者でされているスイミングスクールでありますとか、そういうものを活用されているというところもございますので、いろいろな選択肢を持ちながら、学校間での公平性、それから当然予算的な話もありますので、そういうことを考慮しながら、今後どうしていくかというのを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 いろいろあると思うんですが、その場しのぎの対応ではなしに、計画的に先を見据えてある程度考えていかないと、施設も、今、総社北小学校がものすごいことになってますが、

さっきも二つほど秦小学校と昭和五つ星学園義務教育学校とポンプが調子が悪いとかというのがこれから先どんどん出てくると思うんですよ。ですから、計画をびしっと立てて、こうしていくというふうなビジョンをちゃんと持っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野委員の再度の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるとおりでございまして、プールも含めて学校施設かなりの数がございます。そういった中で、学校施設そのものもそうですけれども、プールも含めて計画的に今後どうしていくかというのを計画立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 今後のプールの考え方について、今、小野委員が言われたようにしっかりと計画立てて、早めに結論を出していただけたらと思うんですが、今の現状のプール授業についてですが、更衣室というか、着替え場所は各学校ごと少し違っているのではないかと思うのですが、詳細を教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

更衣は、詳細は全ては調査していないんですが、原則として、教室や空き教室を使って更衣をしているところが多いです。

以上です。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 空き教室がある学校と空き教室がない学校とありますけど、普通の教室だった場合は、例えば2クラスある場合は、片方が女子、片方が男子って分けられますけれど、その辺のところ、いわゆる2022年に文部科学省が小学校の施設整備指針、男女別に更衣ができるようロッカーノの必要な数及び配置に留意した面積、形状等とすることが重要と明記されていますし、またそれより前に2006年には男女同室の着替えについて、低学年であっても、児童生徒に羞恥心や戸惑いを感じさせるおそれがあるということで、各教育委員会に対応を求める通知を出されてるわけです、2006年に、もう19年前になりますけれど。子どもたちは体も大分成長していきますし、1年生であっても一緒のところで着替えるのが嫌とか、また体育の授業とは違ってプールの場合は下着も脱ぎますので、その置き場所とか袋とか、それぞれ昔と時代が変わっていますので、その辺の配慮が必要なんではないかなと思うのですが、詳細をお調べしていないということありますので、どういう形態であるのか、後ほどでもいいので、お教えください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の再度の御質問にお答えをいたします。

今年の状況について調査はしておりませんが、以前に話題になったときに調査をして、御指摘のとおり低学年等で一緒に更衣をしているという実態がありました。それを踏まえて、こちらのほうから各学校で更衣は必ず分けてやるようにというふうな指導のほうはしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 そうはいっても教室が足りないとか、場所がないという学校もあると思うのですが、例えば生徒数が多いとか、そういったところはどうなんですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の再度の御質問にお答えをいたします。

更衣室が教室や特別教室で行っているという学校はありますが、一応どこの学校でも何らかの場所を、大きい部屋じゃないこともあります、場所を確保して更衣ができるようにというふうには工夫はしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 きっちとした更衣室をつくってほしいという意味でお聞きしてはなく、昔と違って、プール授業をする上でも様々な課題や要因が増えてきていることを考えると、学校自体にプールの授業の在り方、根本的にどうするべきかということを考える時期であるのではないかということでお聞きいたしました。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 順宮委員、今のこととは答弁は求めますか。よろしい。はい。

他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 昨年6月28日に衆議院議長に宛てて当時の内閣総理大臣、岸田首相がたしか回答しているんですけども、立憲民主党の議員の学校プールの在り方についての質問に対して回答しております。その中で、岸田首相は、各地方公共団体において今プールの在り方、そして活用方法について調査中であると、その調査の結果を踏まえて、地方公共団体におけるプールに何をしたらいいかということをしっかりと想えていきたいという答弁があったと思います。その中で、我が市においても、国から直接、もしくは県を通じてそのような調査がありましたかというところをお聞きしたいと思います。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの調査自体というのはちょっと分からぬところもあるんですけれども、昨年7月に國のほうから働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方についてという通知が都道府県の教育委員会のほうに来ておりまして、そちらはこちらのほうにも届いております。その中では教職員の方のプール管理の負担が大きいということで、民間プールの利用でありますとか、施設の維持管理を

委託する様子ですとか、そういう趣旨の働き方改革という観点での通知が来ておりますので、それも踏まえまして、今年度総社北小学校で試行的に市営プールを活用したということがございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

ないようありましたら、私より少しだけ。

1個は、休憩中に実はちょっとだけ話はしたんですが、総社中学校で今年実施をしていない、プールに特に問題がないんだと思うんですけど、でも実施をしていないようですので、この総社中学校が今年プール授業を実施していない理由を教えていただきたいなということと、あと、先ほど頓宮委員の話で男女が一緒に着替えるということを非常に懸念されておられます、今、いわゆるLGBTQに対する配慮というものも求められている中、今後学校対応可能でしょうかというのを見解をお聞かせください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長からの御質問にお答えいたします。

まず、総社中学校ですが、資料3の①の項目の中学校4校中、実施が1校というのが総社中学校のことをお示ししておりますので、今年度実施はしております。

もう一点、LGBTQの問題でございますが、訴え等がありましたら個別に対応をするというような配慮はできるのですが、確かにおっしゃるとおりそれがなかなか言い出せないような児童生徒にはどういうふうに対応していくか、またどうあるべきかというのは少し考えなければいけないと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 続けて。

今、総社中学校は実施しているというふうに御答弁をされたと思うんですけど、この資料、中学校（義務教育学校後期課程）、これ昭和五つ星学園義務教育学校で実施したようにこの資料からは見える。違う。ごめんなさい、よく分からなかつたんで、もう一度。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、資料のほうが分かりにくくて申し訳ありません。

小学校の括弧というのは、小学校と義務教育学校の前期課程を合わせて14校中、14校が実施という意味で、下は、中学校と義務教育学校の後期課程、全部で合わせて4校のうち、1校が実施という表現で資料のほうを作成しております。小学校、中学校とくくると、昭和五つ星学園義務教育学校が前期課程と後期課程で教育課程が異なりますので、義務教育学校を二つに分けて計上しているという意味で括弧づけしております。見にくくて申し訳ありません。

○溝手宣良委員長 承知しました。

確認で、じゃあ総社中学校で実施はしていて、だから旧昭和中学校で実施していないということ

なんですね。はい、承知をいたしました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「自由討議」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

では次に、調査事項(4)小・中学校における熱中症対策についての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○村山俊学校教育課長 それでは、小・中学校における熱中症対策について御説明をいたします。

資料4を御覧ください。

初めに、各校での対策としましては、水分不足とならないように水分は多めに持参するように保護者に呼びかけ、ミネラル等の補給のためにスポーツ飲料等も可としております。また、水筒を忘れた子どもに対しまして、学校としましては、保護者に連絡をして持ってきてもらったり、また事前に保護者に通知、了承の下、当日忘れた児童生徒にはペットボトルのお茶を1本渡して、後日同じ、同様のお茶を返してもらうというような対応などをしております。

そのほか、長期間の活動となる中学校の部活動、土日の部活動では、屋外での活動時間が長くなるというような場合もあります。各部で塩分等の補給物の持参を認めたり、部として、そのようなものを準備したりするなど、対策を行っております。

次に、登下校時のことですが、登下校では、日傘や冷感タオル等の使用も全ての学校で認めております。

また、熱中症を引き起こす要因としまして、環境、体、行動の三つの要因を環境省のほうが示しております。体へのアプローチとしましては、十分な睡眠や規則正しいバランスのいい食事等が必要というふうに言われております。このような内容を保健だよりや給食だより等で家庭にも周知しており、給食のメニューとしましてもしっかりと食べられるように食欲が増すような工夫をしております。

次に、②です。

要因の、行動としての予防対策である屋外での活動制限についてです。

各学校に暑さ指数の測定機を整備しており、実際の活動場所において暑さ指数を測定し、その数

値によって運動制限を行うようにしております。暑さ指数による運動制限基準は、環境省と文部科学省で政策をしている学校における熱中症対策ガイドラインの手引を参考に市で取り決め、市内全小・中義務教育学校で対応をしております。

具体的な数値による運動制限は、そちらにお示ししているとおりです。

また、同手引にも示されている日本気象学会の日常生活における熱中症予防指針による熱中症予防運動の指針も、資料として別表1としてお示ししているとおりです。

また、そのほか、暑さ指数にかかわらず、児童の疲労度、例えば週末の行事ですとか、日中の日々の行事による疲れなども考慮しまして、業間休みや昼休みの遊びを中止する場合もあります。

このような対策もありまして、今年度は、現在のところ学校活動中に熱中症が疑われる症状による救急搬送の報告は受けておりません。

以上です。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 2番の屋外活動の制限についてお伺いいたします。

ここで、先ほど各学校に暑さ指数の測定器を設置しているというお話がありました。それで、ここに書いてあるのは、各学校に市教育委員会から通知を行うとなっています。これは、市教育委員会はどういう判断で通知するんですか。各学校に暑さ指数の測定器があるわけじゃないですか。これが、はつきり言うて、地域の事情もあるでしょうし、いろいろ学校によっても変わってくると思いますけど、この辺を詳しく教えていただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の御質問にお答えをいたします。

各学校に暑さ指数計を置いておりまして、屋外活動をする場所で測定をしています。その数値を活動の前に測定をしまして、そちらに示しております指数が31以上を示した場合には、屋外での活動、授業等も中止、業間休みも一緒です。中止というふうに示しております。この数値はそちら別表1にありますとおり、ガイドライン等に沿って、定めた数値でありまして、国や県のほうからもその数値を参考にということで示されているものに則って設定をしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 よく分かりました。

ここに書いてあるのを見ると、よく読むと、ガイドラインの手引に基づいて、市教育委員会からこうしなさいよという通知を行ったということで、要は、中身についての活用は学校が直接判断して行っているというところでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 熱中症対策ということなんですかけれども、この6月でしたか、総社西中学校も制服を変えたというか、そういう話がありましたよね。ポロシャツでもいいよということで。急な話だったんで、学校側もばたばたしたし、そちらのほうにも連絡は入ったというふうに認識はしてます。こういうふうな、今年なんか、梅雨明けも早くて暑い日が急に来て、こういうふうに予想しなかつたことが起きたというようなことで、急にポロシャツいいよ、ということで、学校側からも私も説明受けましたけど、そういうようなばたばたしたこともありするんですけど、この辺は柔軟に対策練っていただければいいかなというふうに思ってますし、今出た制服、総社東中学校なんかは当初からポロシャツ可ですよと、決められたものはいいですよという中で、総社西中学校は急にポロシャツもいいよで、保護者は買わんといけんのかといってばたばたばたしたんですけど、そういうふうな対策も事前に早くやってほしい。学校がるべきこともあるんでしょうけど、そういうふうなことも教育委員会としても総社西中学校がこういうことがあったからとか、どつかやってるところがあるんですか、ほかに。そういうふうな、小学生は割にポロシャツが多かったりするんですかね。そういうふうなこと也有って、中学生が総社東中学校がポロシャツ可で、総社西中学校も今回可で、ほかのところがどういうふうな状況になってるか分かりませんけども、そういう話もあったんで、熱中症対策の一つとして、各校連携取ってやっていただきたいと思いますけど、いかがでしょう。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりやはり事前に柔軟な対応をして、なる前から、環境だけではなく制服面ですか、そういうようなところを意識を学校が高めていかないといけないと、御指摘いただきまして思いましたので、校長会等でそのように事前に対策を柔軟に考えるよう伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 この熱中症対策に関してなんですが、各校の対策で、登下校中は日傘や冷感タオル、人によっては首につけるようなものがオーケーだったりするんですけど、これって市内の学校全てで同じルールで適用されてますかってことです。だから、この学校は日傘はいいんだけど、こっちの学校は日傘は駄目なんだというような独自ルールというか、学校内でいろんな問題が起きたかもしれませんけど、そういうところが統一的なルールでできるかというところです。先ほど聞いて、え、そうだったんだと思ったのが、水筒を忘れた場合のペットボトルで対応していただいて、ペットボトル、また同じものを補給することでやってるというふうに聞いたんですけど、これ正直初めて聞いたんです。保護者としてもそうなんですが、あ、こういう対応してるんだというの

が、うちも水筒を忘れることがあって、それで慌てて持っていきますんで、そうじゃないと飲むものがないかもしれんというんで、慌てて持つていったこともあるんですけど、こういった方法がやっているんなら、これに頼らされても困るわけです。学校側としてはそれはもちろん困るわけですから、こういった、だからそれもこの学校ではやってるけど、こっちの学校ではやってないみたいな、そうではなくて、統一的にやってるかというところの確認をさせてください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えをいたします。

まず、日傘と冷感タオル、可でございますが、こちらは市内の学校全てで可としております。

また、忘れたときの対応ですが、これは学校によって様々です。ペットボトルをそのように渡すところもあれば、コップで職員室で水分を取らせてあげたりとか、そこの学校の実態に応じた対応をしているということでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 今、統一的にやってるんですというのがありましたけど、それほど言われた日傘とか冷感タオルだけであって、ほかにもいろんな持つていってる子いると思うんですね。保冷剤を背中のところへつけたりとか、いろんな方法があると思うんですけども、こういったのも、ここは駄目だけどここはいいというんではなくて、ちゃんとそれは一旦学校の中の今どういう対策してますかというのを集めて、統一的にやってるのか。それとも、そこだけはある程度の基準があって、各学校でそのプラスアルファの部分はやっていいよというような対応になっているのかというところを。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えをいたします。

基本的に登下校ルールも、こちらでこれとこれは可としてくださいというような統一はしておりません。学校の実態ですか、登下校の実態、規模等での持ってきたものの管理等もありますので、学校の実態に応じてしていただいております。ただし、こちらからは、登下校も暑い状況ですので、例えば日傘を可とするなど、熱中症対策の登下校での配慮といいますか、そういうことは柔軟に対応してくださいという通知のほうは出しております。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

そういうのも、例えば見守りの方とか、そういうところにも多分情報の共有が必要なんじゃないかなと思います。何で君だけ持つてんだみたいな、そういうことがないように、統一的な部分で対応していただければと思います。

あと、確認をしたいんですけども、今すぐーるでいろんな情報を配信していただいているんです

が、多分御存じかと思うんですけど、熱中症警戒アラートの学校での対応についてというのが保護者全てに通知がされているんですが、これが出了のが7月17日なんですよね。要は、夏休みの2日前だったか、1日前だったかにこれが出て、2024年のときはこれが出てなかつたんですよね。何でこんなタイミングでこの情報が出て、これは9月からも継続してやっていきますよという意味だったのか、これ出すタイミングを見失っていたのか、もしくは何かが問題があつて、こういうアラートが出て、例えば表に沿つて、こういう中止のことがあったのでというのがあったのか、何かそういう理由があったのか、お聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えをいたします。

周知の御案内のはうですが、特に今年は暑いということもありまして、熱中症警戒アラートがそのときにはまだ岡山では出てなかつたんですが、出ているのに、例えば屋外で体育をしていると、地域の方などからも熱中症アラートが出ているのに体育をしているのはどういうことだというような御指摘を受けることがありました。ですので、その辺で各学校ではしっかりと観測をして、安全に基づいて実施しておりますという説明で、保護者の方にも学校での対策というのを知つていただくという形で今年は出した次第です。

また、時期を早めに出せばよかつたんですが、少し遅くなってしまったのは申し訳ありません。ただ、これは部活動にも言えることですので、夏休みも、もちろん9月以降もこの方針に従つてやつていくのは変わりはありません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

そういう地域からのというのがあったのは分かるんですけども、保護者にこれを伝えても、地域の周りの方には多分伝わらないんじゃないかなと。それは、こんなんがあつてって保護者の方でお話しして、いやいや、こういう指標に基づいてやつてるんだから学校は大丈夫なんですよというような話をすればいいと思うんですけど、でもそうにはならないと思うんですよね。これはこれで保護者のほうに通知が来て、これはいいかなとは思うんです。こういう対策でやつてるんだと。ただ、夏休み入る2日前だったので、今ぐらゐに言われるのは何か意味あるんかなというふうにも思いました。なので、それは周りの方に、それは極端な話かもしれないんですけど、今熱中症警戒アラートが出てなくて、こういう指数なんで大丈夫なんですみたいなので外に出すのかどうか、それは周りから見てるので大丈夫だつて、そこまでは現実的ではないと思うんですけど、ただ知つてもらうべきところが違うんじゃないかなというふうには私は今、答弁のほうで思ったんですけども、地域の方からどういうふうに電話で言われるのか、それとも直接言われるのか分からぬですけど、そういったときの対応というのは今後考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。今の現時点でどういった対応をされてるのか、そう言われたときとかですね。あれ

ばお聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

この対応につきましては、各学校のほうでも②の制限のところをお示したように通知をこのようにしてくださいというふうに出しております。ですので、学校に直接問合せがあったときにはそのように答えることができますし、我々のほうに連絡があったときもそのようにお答えはしております。ただ、今回の趣旨としましては、子どもを学校に通わせている保護者の方々が熱中症アラートが出ているけど、例えばお子さんが今日家へ帰ってきて体育したよとかというときに大丈夫だったんかなと不安があると思いますので、そういう意味で、学校教育ではしっかりと安心・安全を第一に考えて取り組んでおりますというあたりをお伝えをしたいということで、通知に至った次第でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑ありませんか。

ないようありますので、では私より。

すみません。

まず、1点確認なんですが、W B G Tを測る機械がピーピーというアラーム音を発しているんですが、あのアラーム音を発しているときって数値がどこ以上になったときに鳴っているのか、1点、まず確認させてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをいたします。

アラームが鳴るのには幾つかありますて、確認しているのでは、数値でも鳴りますが、定期的に鳴るという場合もあります。そのように学校に聞いております。全ての機器が同じ種類を入れてるわけではないので、詳細は確認はしていないんですが。

以上です。

○溝手宣良委員長 じゃ、続けて。

ということは、例えば、アラームが鳴ってるからという判断ではなく、あくまで示された数字を見て判断しているということになるんですかね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えします。

アラーム音ではなく、数値をもって判断しております。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。そのことについては承知をいたしました。

実際にアラーム音が鳴っている、鳴っていないにかかわらず、その数値以上になると、屋外での運動、それが先ほども説明にもありましたように業間休みであっても屋外に出ることを禁じてい

る。ということは、当然体育の授業でプールというのも禁じられるんだろうというふうに思うんです。そこまではいいと思います。プールサイドに置いてあるのかどうかは別として。どこでもいいからとにかく屋外にあれば当然指数を超えると運動は禁止なんで、プールも禁止なんだろうと思うんですが。

そこで、もう一点確認が、31以上になったときに中止というのは決定なんでしょうけれど、28以上31未満でも厳重警戒で、激しい運動は中止となっていますが、このタイミングでもそのプールの授業とかは中止したり、体育の授業を屋外ですることは中止をしているんでしょうかね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 そちらにお示しのように28以上の場合は基本的に必ず中止ということにはしておりません。ですので、状況を見ながらですとか、そちらにあるように10分程度活動をしてすぐに日陰で休憩をするとかというような対応は必ずしてくださいというふうにお願いはしています。例えば、業間休み等で申し上げますと、28以上になった場合には子どもも外で遊べないとなかなかフラストレーションがたまりますので、小学校で言いますと、外で駆けっこしたり、走るのは駄目と、ただ滑り台等で遊具を使って遊ぶのはよいというふうに、激しく汗をかいたり、体力を消耗する遊びは禁止をするというような対応をしている学校もあります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 続けます。

ありがとうございます。承知をいたしました。

じゃ、これもう一度確認なんんですけど、31以上は原則中止となってますが、基本的にどこもこの31を超えたときには活動をしていない、徹底が図られている、加えて申しますと、これが部活動においても、休日部活動においてもこの指数を超えていたら活動を中止しているという認識でよろしいですか。そこ徹底されてますでしょうか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

原則として中止という形にしております。ただ、原則でないというところはどういうところかと申しますと、例えば運動会の予行演習のときの途中で出たりですとか、部活動の大きな大会の前日であった場合には全てが中止ということではなく、状況で多少は可というようなことも判断ができるようにしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 じゃ、続けます。

今の御答弁ですと、例えば、部活動の大きな大会であれば継続することもあるということですが、練習であれば中止をしているということでよろしいですか。実際部活動のときに運動場にこの指数を測る機械が設置されていて、その数値を、まめにといいますか、ちゃんと顧問がチェックをして、数値を超えたたら、はい、部活動今取りあえず一旦中止というふうな措置を取るということが

徹底されているのでしょうか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

大会もですが、大会に向けての前日の練習等の場合も練習をある程度可と、それも基本的には管理職に許可を得て実施をするという形を取っています。それ以外の日々の練習のときは、同じように暑さ指数を計測して部活動のほうは実施するように指導はしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 すみません、どうも曖昧な気がするんですが、徹底はされていないという認識でいいですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 暑さ31以上でやむを得ず運動を行う場合として示しております。そちらでは、担当教員や顧問の見守り、小まめな休憩と水分補給、活動前後の健康観察を適切に行い、事前に活動する旨を管理職へ伝えた上で、管理職の許可の下で31以上での活動を可能とするというふうに示しております。それで、それは具体的にはどういうところかと申しますと、運動会などの学校行事、部活動の県や全国につながったり、シード決め等の大会、またそれに向けての練習をする場合というふうに示しておりますが、大会の当日以外の場合は、運動会ですか、例えば、練習の場合は事前にこちら教育委員会のほうにも相談をした上で協議するというふうに通知を出して、徹底をしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。

繰り返しになりますが、だから各部活動において、暑さ指数を測る機械は独自に設置をしている、例えば野球部と陸上部が屋外で同時に練習をしているときにはどのようになっているのかな、野球部で設置しているのか、陸上部で設置しているのか、それともその学校に1個だけ設置しているのかといったところと、あと、こここの熱中症対策で出ているのは、屋外活動の制限とありますが、実際には体育館の中でもかなり熱が籠もって、とても熱中症になりやすい状況というのはあると思うんですが、体育館での活動についてはどのような対策、対応をされていらっしゃるでしょうか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

暑さ指数の計測のものは屋外に一つですので、屋外で活動することがありましたら、野球部でも陸上部でも屋外に一つを置いて測るという形です。また、体育館には体育館用のを設置しております、必ず体育の授業のときには体育館に設置しているもので確認をしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 すみません、揚げ足をとるわけじゃないですが、部活動で体育館を使用すると

きも同様ということでおろしいですね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 体育館に一つ置いてありますので、そちらで体育館のほうは常に観測ができるという形です。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。

それでは、あと熱中症指数が朝からもう既に非常に高い日というのが多いんですが、この登下校の対策をして、日傘であったり、ネッククーラー等を利用していいですよというのですが、朝本当に通学のときに既に暑い中、徒歩で、あるいは自転車で通学をする、そして日中であれば朝よりももっと暑い中を児童が徒歩で帰宅する、自転車で帰宅するというところに対して、安全配慮がこれ本当に足りているとお考えかどうかをお聞かせください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをいたします。

日傘ですか、暑さ対策のものはそのように各学校で柔軟に対応はできるようにはしております。それで、徒歩の通学の間がどうかと言われますと、我々としては、今ある対策で十分対応は可能であろうと、水筒も持っておりますので、というふうには考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、続けさせていただきますが、実際にはこのような炎天下を歩いて通学させるわけにはいかないと考える保護者も最近は特に増えてきておりまして、朝であったり、下校時間帯に要は車で送迎をするという方が非常に増えてきております。そうしたときに学校内が当然混乱します。多くの保護者の車が朝集中した時間にどっと来る、当然下校時刻にどっと来る、そういうところで、交通整理といいますか、ロータリーのようなものがあって、車の動線がきちんと図られていたり、駐車場の確保がきちんとされていればいいのでしょうか、現在は正直無秩序な状況があるように見受けられる場合もあります。ここからは車は入らないでくださいというふうにしてあってもげた箱の近くまで行くであったり、そういうことも見受けられます。そうしたことを考えたときに、でも保護者にこの暑い中、子どもを歩かせるのは本当に大丈夫なのかって保護者の立場で考えたときに、車で送り迎えすることを否定はできないと思うんです。そうしたときにこの車の動線といいますか、学校周辺あるいは校内においての安全対策というのは考えられていらっしゃるでしょうか、または今、必要足りているでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

この夏の暑さに従って車の送迎の増加につきましては、学校によりますが、少し増えているという学校もあります。しかし、ほとんどの学校が以前と変わらないというようなところもあります。ただ、御指摘のとおり、車が特に雨天のときなんかは多くなりまして、送迎等は渋滞といいます

か、なることもあるかと思います。おっしゃるとおり保護者のほうに登下校で、例えば当日の体調ですとか、その子どもの状況に応じたこともありますので、送迎はしないということは申し上げることはできないと思っております。学校のほうでも、校内の安全確保ですとか、職員が出るですか、例えば、送迎の時間を少し登下校の時間と、可能でしたら遅らせて混雑がないようにするですかの工夫をするということをお伝えをしておりますが、今後もそのようなことは伝えて、校内の安全確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 今の御答弁を伺う限り、そういうことを伝えるという対策であり、ハード面の整備をするという考えには全然なっていないということでよろしいでしょうか。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 溝手委員長の学校施設の改修をしてはどうかという御質問だったかと思いますけれども、学校内、施設的にも限られた中でのことになりますので、現在、そのための施設の改修というのは考えておりませんので、教職員による安全確保、それから保護者への啓発等を引き続き行っていきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 最終的に、今日のこの最終の私の質問にはしたいのですが、要は、送迎で車を利用してというのを拒否はできない、認める。実際にそれで事故が発生した場合に、責任は当然運転手ということになりますが、学校は、じゃあ敷地内であっても一切責を負わないということでよろしいでしょうか。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

事故発生時の責任の所在ということの御質問だと思いますけれども、一義的には事故が起きた場合、その当事者同士でということになると思います。学校施設の管理瑕疵によるものであれば、当然市のほうにも賠償責任あると思いますけれども、事故の内容によっても変わることと思いますので、基本的には敷地内で起きた事故というのは当事者同士でのお話しになるかというふうに考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 質問としては最後でございますが、なので、学校は責を負わない、施設に瑕疵があればというのはよく分かるんですが、その瑕疵のレベルって、これまた曖昧な気がするんです。すみません。駐車場って明確に舗装までされて、運動場であったり、子どもとの動線が分けてあるところって、あっても非常に少ないという気がするんですが、車がそこに入ることが当然分かっているのに何もしてないというのは瑕疵に当たらないんですかね。そうした場合に事故の責任をそれでも負わないと、学校の責任ではないよと、本来車が入ってくるべきところじゃないところに入らせてあげてるんだというスタンスであって、そこは責を負わないということでよろしいでしょ

うか。

教育長。

○久山延司教育長 責任についてですが、これはケース・バイ・ケースで、一概に学校に瑕疵がある、学校の責任だとか、100%当事者の責任だということはここでは言い切れない状況がございます。学校や我々教育委員会ができることは、もし子どもさんを乗せてこられるんだったら、こういう動線で動いてください、ここで乗降してください、そういうことをきちっと示しておくということは必要なことだと思います。その上での事故ということになると、それはそのときの状況によって違ってきますから、必ず学校や教育委員会が責を負わないと100%は言い切れないと思います。できることはやっていきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 御答弁いただきました。

これ熱中症対策なんで、ただ今後増えてくるので、私個人的には夏の非常に暑い時間帯というか、時期の通学の在り方というのは考え直してもいいのかなというふうにも思います。それこそ、どこかのサテライトに集まつたら、そこから例えば雪舟くんのようなものを使って、スクールバス、そういうものを考えてもいい時期なのかもしれませんし、とにかくこのまんまでいいというふうには思えないので、転ばぬ先の杖ではないですけれど、先に手を打つことが必要な時期にあるのではないかというふうに感じておるところです。特に通学の途中は、学校の敷地を出れば学校の責任じゃないということは私も理解はしているつもりなのですが、なので余計こと保護者は通学に対して慎重になるんだろうというふうに思いますので、昨今の気象状況も踏まえて対策を、あらゆる可能性を考えて、打っていっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

では、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようですので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項(3)放課後児童クラブの指定管理について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、放課後児童クラブの指定管理について御報告をいたします。

資料の7を御覧ください。

まず、令和8年度からの方針に、指定管理、またそのほかの運営方法も含め、方針について御覧

の日程のとおりに進めております。

先日、第1回目の選定委員会がありました。この会での協議の結果、令和8年度からの管理運営は、運営協議会への指定管理委託方式とし、指名方式が望ましい、ただし指定管理期間は3年とし、それ以降の運営の在り方については、各運営委員会と話し合い、各クラブの実態も踏まえながら、法人委託等についても検討することというふうにまとめました。

今後は、第2回の選定委員会で、運営団体の審査等を行い、答申、この答申を受け、教育委員会で運営団体を決定するという運びとなります。

日程の時期等はそちらにお示しのとおりでございます。

次に、②の新增設の進捗状況について御報告をいたします。

一つ目、総社東小学校区は、6月30日に現在の運営委員会に施設を引渡しをいたしました。総社東小学校の部屋を借りて利用していた児童が移り、使用をしております。

常盤小学校区は、施設が完成し、最終点検をちょうど今週しているところです。点検後に少し微調整等がありましたら、それを行った後、8月末前、お盆明けぐらいに引渡しを予定をしております。

続いて、総社中央小学校区は、詳細の設備等の調整が終わり、建築に係る申請書等の作成をしているという段階です。12月末の完成予定で進めております。

また、四つ目、本年度当初予算で山手小学校区の施設を新設で予算計上しておりましたが、こちらが、新設ではなく、既存の施設を改築して、定員増とする方針で検討をしております。これは山手小学校の擁壁の関係で、学校を建築したときよりも建築基準が現在は厳しくなり、当初の建築予定地での建築ができないことによるものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 今、山手小学校区のことを言わされましたけれども、そうすると、既存の施設を改築ということは、その期間、全く使えないというか、その間の子どもの居場所はどこになるんですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをいたします。

今、山手小学校にある施設を改築して、放課後児童クラブにしようと思っております。具体的にはまだ検討中なんですが、今の放課後児童クラブの場所をその間使用不可というわけではなく、今放課後児童クラブは運営しているところを使いつつ、定員を増とするためにどこかの場所を検討しようとしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時9分

再開 午後2時19分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(4)コミュニティ・スクールの状況について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、コミュニティ・スクールの現状について御報告をいたします。

資料の8を御覧ください。

まず初めに、コミュニティ・スクールについて御説明を簡単にいたします。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことを指します。学校運営協議会とは、保護者や地域の方などで構成され、学校に意見を述べ、必要な支援に関する協議を行うことで、学校の運営や課題に対して、広く保護者や地域住民の方が参画できる仕組みです。また、意見を述べるだけではなく、どうやって実現していくかを考え、共に学校をつくっていくという役割を担っています。

そちらの資料は文部科学省が示している仕組みの図となっております。

次に、総社市の設置状況についてです。

項目の①を御覧ください。

令和7年度現在で9校、また令和8年度から設置できるように4校の学校で本年度準備を進めています。この計画は、第3次総社市教育振興基本計画、令和5年から令和9年度で示しております。令和7年度には設置率が50%、令和9年度に100%を目指しており、およそ計画どおりに設置を進めているという状況でございます。

令和8年度には、令和9年度からの制度の導入ができるように、令和8年度1年間をかけて残りの4校で準備を進める予定です。

次に、②です。

設置に向けた取組といったしましては、現行の評議員会での説明や、校内研修等に市の教育委員会の担当者が一緒に参加をして、制度の説明ですとか、協議を一緒にするなど、伴走支援を行っているところでございます。

また、③です。

設置した学校では、地域、子ども、学校が一緒に学校の課題や、どんな学校にしたいかなどについて考え、協議をして話し合っております。この話し合いを総社市では拡大熟議というふうに呼んで、取組を進めているところでございます。

報告は以上です。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 この学校運営協議会というのは、今ある既存の学校運営評議員会とかあると思うんですけど、メンバーとかは、これ一緒になつたりするんですか、別の方を考えてるんですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えをします。

評議員のほうは校長が依頼をして、学校評議員の委員は決定をします。学校運営協議会は、学校からの推薦を受けて、最終的に教育委員会が指名するという形です。もちろん評議員会のメンバーがそのままなっても構いませんが、必ず一致しなければいけないとか、移行しなければいけないということはありません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 この図の中に、右側、校長の学校運営の基本方針として、学校運営協議会に対して説明をする、そして承認をいただくとなつてますが、これは学校運営協議会が必ずしもこの学校運営の基本方針について承認しなければならないということですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の御質問にお答えをします。

学校運営協議会制度を導入したところでは、必ず学校の運営方針、基本方針を協議会が承認をして、学校の方針が定まるという制度でございます。なので、必ずこの説明と承認ということは行われます。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

では、もう一つお伺いいたします。

深掘りして、この承認の議決、今の学校運営協議会の中でその承認をする議決というのはどのような仕組みになつてますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えをいたします。

学校運営協議会の会議を開催いたしますので、そちらで校長が説明をして、その会の合議制で承認をいただくという形を取っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 その承認を、いろんな意見出てきたときにその承認はどのような形で承認されるのか。それははっきり言うて、なれ合いの会議だったら、みんなで拍手して終わりというふうなこともあるでしょうし、これは委員の何分の1以上の承認が必要だというのもあるでしょうし、でなければ、校長が学校運営の基本方針を示したところで、これははっきり言って、絵に描いた餅になってしまふじゃないですか。これは校長の思いで発表された学校基本方針を協議会が承認するのにどういう議決を経なければ駄目なのかということをお聞きしたいです。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、説明が不足しておりました。

仁熊委員の再度の御質問にお答えいたします。

その会の中で過半数の承認を得る必要があります。また、同数のときには運営協議会の長に基づくというふうになっております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

では、万が一、これ学校運営協議会が承認されなかつた場合はどのような手続になりますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えをいたします。

承認をされないということは、必ずどこかしらの課題というか、その方針ではいけないというところがあると。それは学校運営協議会が目指す学校づくりと、要は、地域や保護者の方と学校が同じ方向を向いてないということだと思いますので、その意見を取り入れて修正をして、地域と学校と一緒に同じ方向を向いて学校を運営していくという形になりますので、修正を行うということでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 それでは、再度お伺いします。

じゃあ、学校運営のこの基本方針について、学校の校長より、今おっしゃられたとおり学校運営協議会のほうの考え方を優先させていくという考え方になりますけども、それで間違いないですね。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えをいたします。

運営協議会にはもちろん校長も含まれておりますので、校長一人の意見で学校を運営するというよりも、様々な意見を集約して校長は学校の運営方針をつくるというような形ですので、その運営協議会が学校の方針をおよそ決めていくという形でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 承知いたしました。

この図を見ると、はっきり言うて、校長とその運営協議会がまるっきり相反するというか、のよう見えたんで、お伺いしましたけど、今の御答弁で納得いたしました。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 答弁よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これ設置状況で、もう令和7年度設置済み校9校ということで、設置して、4月からですか、という状況を聞かせていただきたいのと、令和7年、令和8年、令和9年で、ぱっと見た感じ、地域性見たら一概に分かるじゃないですか。過疎が進んでいる地域であったりとか、地域一体となってやってるところとか、特に大規模校になってくると令和9年、この順番というのはハードルの高さを懸念してのものなんですか。やりやすいって言ったらあれですけど、地域一体となってる地域性豊かなところですね。言ってみれば、阿曽、池田とか、調整区域であって、比較的新しい人が来にくくて、地の人がいて、地で学校を核として活動が進んでる地域が多い。なんですが、令和9年度、総社小学校、常盤小学校なんか、もう言えば、PTA活動なんかも比較的もうやめよう、やめようというところなんですよ、私やりますけど。そういうのもあって、こういうふうなことになってるんでしょうか。今の段階は令和7年度の状況はどうかと、この令和8年、令和9年というのは、これはハードルの高さでこういうふうなことになってるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えをします。

コミュニティ・スクールの制度導入に当たりまして、ある程度のノウハウというものがこれまでありませんでしたので、ある程度の、地域とつながりやすいですとか、環境が整いやすい、導入しやすいところから始めているという実態はあります。それらの経験を基に、導入が難しいかもしれない大きい学校にそのノウハウを持って比較的円滑に導入したいという思いはあります。

また、令和7年度の活動についてですが、基本的にどこの学校でもコミュニティ・スクールで地域の方々と話を進めております。具体的にどのようなことをしたかと申しますと、例えば、地域の方の協力を得て、夏休み中にキャンプをしよう、したいと、子どもが言って、地域の方も協力できると言ってそういう行事をしたりですとか、夏休みに地域の方の体験活動みたいな講座を開

いたりですとか、あと、地域によっては自分たちの地域のマスコットキャラクターをつくりたいというようなことを言って、地域の方と協力をして、まだこれは今ちょうどまさにやってるところなんですが、今後マスコットキャラクターをつくろうというような話が出たりですとか、また学校によりましては、学校生活をよりよくするために子どもたちが学校の時程でこういうふうになつたらいいんじやないかと、例えば、昼休みをもう少し、具体ではないです、短くしたほうがいいんじやないかという子どもの意見を受けて、それを保護者や協議会で話をして、学校の時程を少し変えたりとか、子どもや地域の意見を取り入れて、行事や学校の在り方というのを変化していくというような取組を今年度も具体的にはしております。

以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 コミュニティ・スクールの状況なんですけども、一番最初に神在小学校でやり始めますよという話が出たときの資料を見返していたんですが、コーディネーターの役割というのが多分あったと思うんですが、地域学校協働活動推進員、こういったコーディネーターの方というのが今回の資料からは全然見受けられないんですけども、今、令和7年度もこれだけ9校も設置しているわけで、コーディネーターの方というのはここの中に関わって、地域と学校をしっかりとつないでいる役割の方はいらっしゃるのでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えをいたします。

コミュニケーション・スクールの導入に当たりまして、そちらの図にもありますように地域学校協働本部との両輪で進めていくというようなことが最初からうたわれておりました。地域学校協働本部のコーディネーター、地域コーディネーターの方が、それは学校運営協議会に入つていれば円滑に連携が進むこともありますので、入っていたほうが望ましいとは思っております。ただ、全ての地域でその方が入っているということは必ずということではないということでございます。現在も実際に入つていないところもあります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 今現在9校あるんですけども、どこにコーディネーターの方が入つていて、入っていないところがあるのか。これって結構重要な役割だと思うんですね。その地域の方と学校、これ学校の中も協議会があって、そこの中でやっていくのが推進員、やって、地域のほうが先ほど言いました本部というふうに置いて、そこの中を間を取り持つていくという、ここがうまくいかないと、なかなか先ほど言ったように承認をされなかつたりですとか、そういう方針に問題があるんじゃないとか、そういったところをつなぐ役割だと思うんですけども、どれだけのところに入って

いるのか。入っていないところとかに関しては特に問題がないのかという確認をさせてください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えをいたします。

地域学校協働本部で地域の推進委員という方が各地域にはおられます。そのような方は生涯学習課の管轄のほうで地域のほうに推進委員という方を置いているんですが、その方がおりましたら、学校運営協議会のほうに入っていただくということは可能かと思います。ただ、地域によっては推進委員がいないというようなこともお聞きしておりますので、私のほうで学校名は覚えてないんですが、コーディネーター、地域学校協働本部の推進委員になっておられる方は今年度6名か7名程度だったと思いますので、どうしてもいない地域というのがあるという現状です。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 先ほど言いました生涯学習課が把握しててということは、それ教育委員会とは別建てということなんですかね。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えをいたします。

地域学校協働本部というのは、地域の一応任意団体という形で、地域の方で推進委員ですか、生涯学習管轄で地域の活性化を目標として設置されている団体でございます。コミュニティ・スクールは、学校が、教育委員会が設置をしている学校の団体ですので、その二つが入っていただくということで、円滑に学校と地域がつながるという目的で入っていただくというのは大変ありがたいように思っております。

所管は、コミュニティ・スクールは教育委員会、地域学校協働本部は生涯学習課が所管です。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

それは別にそこの本部がなくても円滑に回ってるといふんであれば問題はないと思うんですけども、特にないところというのは、もうそれは必要性がないというふうに考えてもよろしいですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えをいたします。

地域学校協働本部の推進委員という形ではないんですが、その地域とつなぐ、地域のコーディネーターという役割をお願いしているという地域の方がおられます。そのような方には必ず学校運営協議会に入っていただいて、地域とつながりが取れるようには努めております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 僕が心配しとんのは、今さっき質問させてもらったように校長の考え方であるとか、専門的な考え方方が逆に反映されにくいんじゃないかなとか、それからもう一つには、教職員の業務が負担になるんではないかというふうには考えていますけども、今年度から始まったところもあるんで、その答えが出てくると思いますけど、この検証はどのようにされるのか。

それからもう一つには、さっき言いましたように教職員の業務負担についてどのように考えられるかということをお聞きしたいと思います。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

様々なメリット、デメリットもあるんですが、まず一つは、メリットといたしまして、学校にとつては地域の方とつながることで学びや体験活動の充実や、地域の方とのつながりで防犯や防災対策による安心・安全な学校生活というようなところ、また子どもにとって地域の担い手としての自覚の高まりというようなことが期待されております。

また、保護者のほうでも、学校や地域に対する理解が高まったり、家庭教育との相乗効果も現れるのではないかというふうに感じております。

地域としましては、地域と学校がつながることで、学校を核とした地域でのネットワークの構築ができるというところも期待はできます。学校の職員としましては、地域の方が協力してくださることによって、体験活動ですか、逆に今まで教員が行事ごとをしていたものを一緒にやっていただくということで、そういう専門的なことですとか、そういうようなところを専門の得意な方にお任せするという利点はあるとは思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 僕が聞きたかったのは、教職員の業務負担、今でも教職員の働き方改革についていけれないというような部分がたくさんあるように思いますし、教職員の業務負担がどうなのかということと、答えの中になかったんですけども、これを始めるに当たって、教職員にどのように同意を得たのかというか、教職員からの意見はしっかりと聞いたのかというところをお聞きしたいと思いますけど。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えをいたします。

コミュニティ・スクール制度の導入は、国のほうからも通知が出ていて、基本的に全ての学校で実施をしていくという方針でやっておりますので、基本的に設置は教育委員会が設置をするという形なので、円滑に進むように学校のほうにはお願いをしている、設置してくださいという形です。ですので、そこでどういうふうに捉えるかというあたりは、担当職員が行ってその意義ですか、必要性というのは1年間説明をしているという状況です。

負担につきましては、調査をしておりませんので、すぐにお答えできません。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 何遍も言うんですけど、これ教職員の負担が減るわけじゃないんで、絶対に。国は、はっきり言うて地方に投げつけときや終わりなんですよ。これはこども家庭庁と同じですよ。もう何でもかんでも言つときや終わり、それを負担を背負うのは末端の職員なんですよ。その職員の意見をしっかり聞いてほしいということなんで、申し訳ないですけど、これもう既に始まっているところもあるわけなんで、それを踏まえて、その人たちの意見はしっかり聞きながら、変えていく、もし駄目なら国にも要請していく、意見していくというところをやってほしいと思います。よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。

そのようなところもしっかりと実態を踏まえながら、進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

なければ、私より。

先ほど僕も気になったんですが、学校運営の基本方針を校長が提案して、それを学校運営協議会で審議して、承認をするという過程を経るということなんですが、先ほども議題に上っておりましたプール、例えば、学校運営協議会としてもうプールの授業はしないほうがいいんじゃないのということを出したら、それが通ってしまうというようなことにもなってしまうんですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

校長が示すものは学校運営の基本方針ですので、学校の目指す在り方の方針がそれでよいかというのを地域や協議会の方の承認を得るという形ですので、そこでは一つ一つの行事をどうするかということをそこで示しているものではないという形でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしましたが、なので、校長が示したことに対して学校運営協議会がいい悪いを判断して、承認をするのみなんですかね。学校運営協議会からこういった運営方針も入れてほしいということは、提案は、じゃあできないということでいいんですかね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

基本方針をつくる前にも協議等は進めていますし、基本的にそれらの協議会の意見を聞いた上で校長はお示しをします。また、ここは承認というところは、評議員会と少し性質が違うのは、承認するだけではなく、じゃあどういうふうにすればよいのかという具体も学校運営協議会では協議するという役割を担っておりますので、その方針では駄目だではなくて、こういう方針がいいんじや

ないのかという具体的なところも一緒に学校と地域が話していくというような制度となっております。なので、校長がばんとこれでどうですかと出すというわけではなくて、協議をした上で校長が方針を示すという形です。

以上です。

○溝手宣良委員長 なので、事前の話し合いのときにも、例えば、学校としてはこれは飲めないような意見が多数を占めるような方針が示された場合は、もう学校としては、校長としては飲まざるを得ないという状況に追い込まれることもあるのかなというふうに思ったので、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えします。

もちろんそれでそのまま校長の意見を押し通すということはできません。ただ、もちろんそこの中で学校ができること、地域でできることを話し合って、お互いに路線をそろえるというのがこの会の目的ですので、本当にもうとても学校ではできないようなことを示されたら、そこはそこで学校の校長も入って、できる、できないというのを協議して、一緒に足並みをそろえていく、方針をつくるという形になります。

以上です。

○溝手宣良委員長 私がどうも懸念をしてしまっていて、かつて不審者対策で、地域の人には挨拶をしないようにみたいな、自分がちゃんと知ってる人じゃないと挨拶をしないようなことが実施された学校もあるように思うんです。だから、それ例えば地域から、恐らく地域と学校が基本的にはコミュニティ・スクールって仲よくというか、地域の子どものためになる教育と一緒にやっていくことなんんですけど、そのときに挨拶というのは大切で、今例えで言ってるんですよ、挨拶は例えなんんですけど、でも防犯の観点から、地域はその辺の人に挨拶をしないように指導してほしいんだというようなことが示されたときには、学校はできないわけじゃないじゃないですか、そういう指導が。そうしたときにどのようにしていくのかなと、その地域がまとまつたら、もう挨拶はしないというふうにまとまつたらどうなのかなという懸念を抱いたので、そういうよう到底学校が受け入れられないものじゃなくて、受け入れようと思ったら受け入れられるようなものが示されたときに受け入れざるを得ないのかなというふうに思ったので、そのあたりのことを懸念をしております。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。

溝手委員長の懸念もおっしゃるとおりだと思います。ただ、学校運営協議会は地域の要望を学校が聞くというのではなくて、地域と学校が一緒に同じ方向を向いていくための話し合いの場だと捉えておりますので、地域がこうしてほしい、学校はでもそれができないではなくて、じゃあどういう形があるのが本当に子どもたちのための教育にとって望ましいのかという話し合いをして、その上で

一緒の方向を向く会が学校運営協議会だと思いますので、そのようなことがあつたら、そのときこそ運営協議会で地域と学校が同じ方向を向くということが大切のかなというふうに思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、先ほど例に出したようなことがまとまって、コミュニティ・スクールの、要は学校も、学校運営協議会もまとめて、挨拶をしないという方向で進むということは大きいにあり得るというふうに認識をさせていただきますが、よいですよね。

教育長。

○久山延司教育長 そもそもなんですが、不審者対策で挨拶をしないほうがいいということを示した学校があるというのは私は認識してないんですが、挨拶しないことが不審者対策になるのかということは私は理解できないんですが、そういうような意見があった場合、じゃあこの学校は会釈にしようとか、笑顔で会釈をしようとか、挨拶は。例えば、校長は、挨拶は本当に大切なことです。これ力入れてます。だけど、学校運営協議会は、それは不審者対策で挨拶はせんほうがいいというような意見があった場合、それじゃあ満面の笑顔で会釈をしましょう、そういうところで決めましょうとか、そういうような、その事案の内容にもよりますけど、そういう協議をするのがこの学校運営協議会というふうに思っております。

先ほど学校運営の基本方針を承認する、分かりにくいんですけど、この図で言うたら右のところで、学校運営の基本方針を校長が説明して、学校運営協議会が承認する。その下に、学校運営協議会活動の説明を校長がする、それについて意見を言う、具体的なほうはこの下であります。例えば、基本方針はどんなことを示すかというたら、校長が、今年は、もう昨年度うちの学校は学力がものすごく低かったから、ぜひ学力向上、これを一番に据えたいと思ってます。学校運営協議会のほうはみんな、いやいや、学力も大事だけど、やはり心の教育じゃろう、道徳教育を大切にしてほしいと思うんじやけどという、そういうような場合があると思います。そういうことについて、校長は校長の考え、それから地域は地域の考え、そういうところを出し合って、それじゃあ心の教育を大切にしながら学力にも力を入れていく、そういう方策を一緒に考えましょう、こういうのがこの上のところであります。具体的なことについては、下の、説明をして、意見を聞く。いわゆる協議、それを進めていくということありますから、大方針を承認するというふうに捉えていただけたらと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 おっしゃることはよく分かってるつもりです。このシステムも分かってるつもりですが、どうしても性善説というか、そっちになってるような気がするんです。そのときの時代の流れであったり、何か事件、事故が起きたときの反応であったりとかといったことで、そういうことは起き得ると思うんですよ。なので、そこに私は脆弱性を感じるので、大きく誤った方向に行きそうなことを止めることというのができるシステムにはなっているんですか。だから、総社市

の教育大綱三つありますから、到底挨拶なんかしなくていいなんかは教育委員会としてそんなことを思ってるわけではないことは分かってますが、例えばの話でさせていただいたんですが、そういうふうに社会情勢が大きく変わったときに、社会情勢というか、機運がそういうふうになったときに、現実、例えばマンションとかであれば、挨拶をしないのが普通であったりするようなコミュニティもあるわけですから、そうしたことでも懸念に私はどうしてもあるんですよ。性善説でこのシステムが構築されているのに、なのに私は脆弱性を感じるということです。一定の歯止めが効くシステムがどっかにあってもいいのじやないかなと思うところでございます。例えば、ここに既に書いてあるように阿曽小学校はコミュニティ・スクールが始まります。現校長が赴任してこられてから非常に積極的でしたので、一気に進みましたが、阿曽小学校にはコミュニティ・スクールが始まらなくても十分地域と学校の連携はもともとあったというふうに思います。だから、そういうふうにうまくいくところばかりを考えたり、理想として見るんではなくて、とんでもないようなことが出てくるよということも想定の中に入れておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その考え方をお聞かせいただきたい。

教育長。

○久山延司教育長 ありがとうございます。

まさにそういうことも想定できると思います。できるというか、そういうことがないように願っていますが、でも、何でもそうですけど、こういう新しいことを始めるというのはトラブルも想定しておかないといけないということがあります。のために、この図で言ったら左上、市町村教育委員会というところがあります。これは委員の任命、それから協議会の適正な運営を確保する措置というところがありますが、ここで教育委員会としても、そういうトラブルとか、好ましくない状況になったときには助言ができるということになりますから、それは積極的に行っていきたいと思います。いろんなことを想定しながらですが、始めたばかりですから、これから何が起きるか分かりませんが、学校、それから運営協議会、教育委員会が協力してそれぞれの役割を果たしていくたいというふうに思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 もうちよつとだけ踏み込んで、今の答弁で大分安心はしたところですが、教育委員会が助言をできる、ですけど、委員の任命を解くことはできるんですか、できないんですかね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えします。

学校運営協議会の規則を定めておりまして、こちらの中に、学校の運営に助言等を行ったにもかかわらず、学校の運営に支障を来たす、また生じるおそれがあると認められるときや、協議会としての合意形成を行うことができないと認められたときには、設置の取消しができるというふうに定めておりますので、著しい問題が起きたときには設置自体を取り消すことは可能でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 すみません。

今の御答弁で、設置を取り消すことができるということは、委員の任命を解くんではなくて、全体をもうなくしてしまう、一旦御破算にできるということですよね。そうすると、でもまたゼロから立ち上げなければならないんだと思うんですが、委員の任命を解くことはできない、でいいですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 委員の解任についても示しております、解任はできます。具体的には委員としてふさわしくない行為を行うですとか、委員としての地位を営利行為、政治活動または宗教活動等に利用する、またそのほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うような場合には解任ができると示されております。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知しました。

他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 一つ聞かせてください。

今ちょっと出たんですけど、このコミュニティ・スクール、僕たち議員が入っていくことは可能ですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会は地域の意見を学校に反映させるということで、特に教育委員会のほうとしては妨げる規定はございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(5)教職員による盗撮等の調査状況と各学校の対応策について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、報告事項(5)教職員による盗撮等の調査状況と各学校の対応策について御報告いたします。

資料の9の1ページを御覧ください。

まず初めに、不祥事防止として、学校全体で取り組んでいることについて御報告いたします。

①の項目を御覧ください。

まず、各学校では、コンプライアンス推進員を任命し、県の推進員対象の研修を毎年受講をしております。基本的には、教頭が担い、1年間のコンプライアンスの研修計画を立てて、研修等の実施を取りまとめております。

次に、新規採用者を対象として、毎年市の教育委員会が研修を実施しております。同ページの下のほうにあります参考資料1は、このときの研修で使う市教育委員会で作成したわいせつ防止リーフレットの一部でございます。このようなものを使って新規採用者を対象に研修を実施しております。

次に、各校ではそれに加えまして、必ず4月にコンプライアンス研修を実施をするようにというふうに指示をしております。この4月の研修では、例えば、各校内での校内ルール、そして総社市では携帯電話等の取扱要領、これ2ページに参考資料②として示しておりますが、要領と、また県が示している禁止事項等についての資料の説明や確認を行っております。

3ページには、県が作成をしておりますわいせつ等根絶に向けた県の行動指針、4ページにはそのポスターもお示ししております。このようなものを使って毎年4月に研修を行っております。

次に、コンプライアンス推進員は県が示した研修計画に基づき、毎月コンプライアンス研修を実施しております。その実施状況を毎月県に報告をして、取りまとめをしております。

5ページ、ちょっと飛びますが、になりますが、この5ページには、本年度令和7年度に各学校でこのような研修を行ってくださいというふうに県のほうの研修で計画を立てて、実施をしております。太枠で囲っているものは県内の統一の研修計画となっております。

次に、児童生徒、保護者への相談窓口の周知です。元の①に戻って、下から二つ目の項目です。このわいせつ行為等の相談窓口を担任や所属学校だけではなく、その他の相談できる機関として窓口の案内というふうにして配布をしています。こちらは資料4ページ、6ページに示してあるようなものを総社市のほうでも作成、これは県のほうと、各市町村で作成をしておりますが、つくって配布しております。

その他、学習端末から相談の申込みができ、そちらは担任を介さずにほかの学校職員に相談ができるような仕組みも整えているというのが不祥事防止の取組①です。

次に、②不祥事の報道等があったときの対応です。

不祥事報道等がありましたら、その案件を受けて、各校での案件が起きたことや、注意喚起の依頼の通知が県から届きます。また、今回の6月に起こりました事件のように全国報道規模のものでありましたら、文部科学省からも通知があります。これらの通知を基に、各校では校長の下、服務やルールの確認、点検や注意喚起を行っております。また、校長会でも話題に取り上げて、対応や未然防止の取組等について共有をしております。

次に、③です。

今回の盗撮等の事件を受けまして、市教育委員会としましては、まず各校で児童生徒に実施をし

ている定期的なアンケート、例えば困ったことアンケートですとか、教育相談のアンケートというのをしておりますが、そのアンケートにわいせつに関する項目を設けて、早期発見に努めるようにしております。

また、環境の整備の面では、施設の安全点検というものを毎月行っているんですが、その中に、不審物ですか、そういうようなものが設置できる環境をつくらない、雑多な環境にしないというような項目をつくる工夫ですか、写真撮影のデジタルデータの扱いについても、いま一度整理をして、未然防止の具体的な取組例などを示す予定にしております。

このような取組を継続して取り組んでいるところではございますが、一番重要なことは、職員の意識向上だというふうに考えております。

今後も、効果的な研修等を継続して実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これ報告事項なんですか、なぜこの時期に。誰かが言ったん、これ報告してくれって。そういうこと。分かりました。この報告事項なんですか、分かりました。何でなのかなと思って。

これも見てると、最後の資料4ですか、こんなもん出さにやいけんというのも情けねえ話じゃと思いませんか、と僕は思いながら見てるんですけど、あと、こういう資料を生徒、保護者の皆さんへと、教職員によるわいせつ行為といって、これを出さにやいけんのような状況になってるというのはどういうふうに思われてんのかなと、僕からしてみりや、今言うように情けねえ話じゃなと思いながら見てるんです。

あとは、資料2ですか。学校教職員携帯電話取扱と、これ平成28年ということは、今から9年前、9年前の事件も覚えてらっしゃる方がおるかな。当時の教育長は久山教育長じゃなかつたんです。2016年4月26日ですか、総社中学校で3月末までの倉敷市の教諭をしてた人が4月1日から総社市の講師になって、それが26日に盗撮したという話で、これも何でこの人が総社市に採用されたのかなというようなこともあったり、不思議なことが当時起こってたんです。そういうふうなことも思いながらこの資料を見てたんですけど、そもそも言ってみれば、個人の問題っていったら問題じゃないですか。コンプライアンスがどうたらこうたらと、その人の性的嗜好というか、思想というか、そういうものは何を言うても研修なんかで何とかなるもんじゃないと思うんですけど、そのあたりどういうふうに考えられてんのかなというふうに思っております。

○溝手宣良委員長 教育長。

○久山延司教育長 まさに本当に情けないと思っております。全国でいろんな不祥事だとか、犯罪だとか起きるわけですから、その犯罪とかで検挙された割合は、教員はその他の職業の方と比べる

と半分ぐらいなんです。しかしながら、わいせつに関しては平均以上です。それは、それだけ人と深く関わる、多くの人と深く関わる、男女問わず、そういう特殊性がある仕事ということもあるのかなと思うんですけど、だから余計に高い意識を持ってないと、そういう、言葉が非常に悪いんですけど、誘惑がたくさんあるというふうにも取れます。そういう中で、個人の嗜好だろうということはそうなんんですけど、そうなんんですけど、そういう中で研修を深めていくことで自分を見直していく、自分の日々の行動や考え方、そこを見直していく、そういうことは必要だろうというふうに思います。それも本当に自分の性癖まで含めた、深く自分について考える、そういうことが研修の中で求められているんだろうなというふうに思います。情けないと思いながら、でも一生懸命しなければならないことだというふうに思っております。

以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

ないようでしたら、私より。

この対応策についてなんんですけど、結局要は研修であったり、周知であったりということなんだと思いますが、これをハード的に、要は監視カメラをつけるとかというようなことにはなりませんかね。それこそ盗撮カメラ仕掛けられたことありましたよね、僕は顛末よく知らないんですけど、山手小学校の屋外トイレだったと思うんですけれど、そういったこともあったと思うんですが、監視カメラだからというてまさか個室の中を写すんではなくて、トイレの出入口を写しているであるとか、そういったことは対応可能なのかなと。だから、要は、不自然な動きをもし誰かがしたら、それは行為そのものでなくとも、そこに誰が行ったかが分かるようなぐらいいの監視カメラというのはあってもいいのかなと思うんですが、そういったハード面での対策というのは考えてはいらっしゃらないでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 監視カメラにつきましては、教員の不祥事だけでなく、今まで保護者の方、地域の方から御相談いただいたり、御要望いただいたりする子どものいじめの発見ですとか、そういうことも含めて、監視カメラを校内につけてはどうかというような意見をいただいたことは複数回あります。しかしながら、子どものプライバシー、それから教員のプライバシー、そういう問題から、教育現場で監視カメラというのは、外に向かっては、校門に向かってはつけておりますが、校内に監視カメラを置くということは教育現場では不適切だと、適切とは言えないというふうに判断して、今のところつけておりません。

今後の状況にもよりますが、そこに至らないように意識を高めていくということに徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 続けさせていただきます。

途中、今の私の質問に対する答弁ではなかつたですが、教員においてはそういったわいせつ案件については平均よりも多いんだとおっしゃいました。これが、やはり環境の問題なんだと思うんです。まず一番は、依存する関係にありますから、生徒または児童からすれば先生は絶対的に頼れる存在なので、信頼を置く存在なので、そういった関係も生まれやすいのかなと。思春期になると、そういった依存を勘違いするということも起きやすいんだろうと思うんです。この世の中のほとんどの犯罪がそうだと思うんですが、明らかに聴衆の面前でされるというのは、時に通り魔とかありますけれど、めったになくって、やはりばれるということを非常に恐れていると思うんです。それが一番防ぐ方法なんだと思うんです。プライバシーとおっしゃいましたけど、学校の敷地内でどんなプライバシーがありますかね、守らなければならない。もっと守らなければならないのはこういった犯罪行為から守らなければならないんだというふうに思うんです。てんびんにかけたときにどちらが重たいかというのをもうちょっとよく考えていただきたい。絶対的な抑止力というのはやはり監視だと思います。ばれるという事象を一番恐れると思いますので、どのような犯罪であっても、それがいじめであっても。なので、私は考えを改めていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 それは監視するということで、ばれるということを恐れる、それは抑止力にはなるかもしれません、それは教員を疑っている行為でもあると思うんです。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

○久山延司教育長（続） それから、いじめとかであつたら、子どもに対する信頼ということにも関わってくると思います。やはり一人一人の意識、資質、そういうものを向上させていくことが一番であると思います。それは、そんなきれいごと言つとってもこれだけ起きとるじゃないかと言われるかもしれませんけど、でも総社市では絶対起こさない、そういう意気込みを持って我々も臨んでいいかないといけないし、教員一人一人にそういう意識を持たせないといけないというふうに思っております。総社市ではそのようにしていきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 教育長のお気持ちじゃなくて、児童生徒を守っていたいんです。教職員を守るよりも先に児童生徒を守っていただきたいです。監視カメラ等があつて困る教員は基本的にはいないと思います。やましいことがあればそれはもちろん困るでしょうけど、総社市役所においても結局既に暴力事件があったと思うんですけど、市長は市民を信じるとかとおっしゃってましたけど、起きるものは起きます。なので、例えば、今の職員がどんなにすばらしくっても、ゼロだといっても、今後新たに採用される方がそうではない可能性は、当然ですけどいつもあります。なので、一番簡単な、しかも効果の高いのは監視カメラだというふうに思います。教育長の気持ちは分かります。ですが、申し訳ない、世間はそこまで先生に対しての信頼を持っていないという状況に来ているというふうに思います。学校の安全神話はもう崩れているというふうに私は感じていま

す。そうであってほしいとはもちろん思ってませんが、なので物理的に結果の出しやすいものを設置する考えは、私は当然持つておいていただきたいというふうに思います。

加えて、もう一つ確認をします。

教員採用時であったり、講師とかでも、当然、またデータベース、過去の犯罪歴を確認しているというふうに思いますが、実際現場において非常に人手が足りなくって、どうにか誰でもいい、手伝ってほしいということで臨時免許状の発行を受けた講師の方もいらっしゃると思います。そういうところに至るまできちんとデータベースとの照合というのは行われているでしょうか。お尋ねをいたします。

教育長。

○久山延司教育長 まず、監視カメラのことに関しては、これは選択肢の一つだとは思っておりますが、今現在、それを行うという状況ではない、もっとすることがあるというふうに思っているということです。

それから、教員の採用に関してですが、データベースでチェックしているかということではあります、これは、小・中学校の教員は県費負担教職員、任命権者は県の教育委員会でございます。そういうことで、県の教育委員会がしているかどうか、するかということに関して、それを私が答える立場にはないですが、これは万全を期していると思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 参考資料の5ページに令和7年度県内統一の不祥事防止研修の取組について、これがあります。これ、県内統一の研修の年間スケジュールと書いてあるんですが、これは各学校でやるのか、それとも県で一本化して、どこかまで順番で行ってするのか、それとも各自治体にこのルールに沿ってやってくださいと言われているのか、どうなのかということが一つと、それから、なかなか先生方お忙しいので、1年、こういうふうにやっていても、結局出席しない先生とかがいらっしゃる場合、そういう先生に疑いの目をしてはいけませんけれど、苦手な分野だったり、その辺の全ての方が参加してるかどうかというチェック体制というのはどういうふうに……。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをします。

まず、こちらにお示ししてありますものは各学校で行ってもらうという形です。ただし、全県の統一のものは県が資料を作成して学校に渡す、もしくはe-ラーニング等で必ずやるという形を取っています。さらに、全員が研修を必ず受けたというふうにするために、各学校でe-ラーニングの終わりにチェックリストというものがあって、それを必ず研修内容をチェックをして、それを管理職に提出すると、管理職は、それが出ていない者にはちゃんと受けてくださいということをe-ラーニングの場合では指導するというような形を取っています。また、一斉の研修で会を、大体職員会議の後とかにするんですが、出張等で不在の職員もいます。そのような場合には必ず別に資料

を渡したりして、全職員が受けるようにという形で対応をしているという状況です。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 受けたかどうかというのは当然大事なんですけど、多分この研修を受けて感想とか報告書とか、そういう体制があったときに、その報告書を見ると、何となく、うん?て思う場合もなきにしもあらずかなというのは一つ思うので、報告書がもしないんであればつけるべきではないかというふうに私は思います。

実際にわいせつ案件はいっぱいあって、裁判も聞きに行ったこともあるんですけど、虐待もありますし、裁判所に行って、実行された方は非常に優秀なケースが多くて、なかなか本来のそういう行為をする人の本質というのがなかなか外部の人では見抜けないというのは確かなので、あらゆる方法をとってその人の嗜好を精査できるような仕組みが一つには必要ではないかなというのと、新たにそういう人たちを生まないために、命の大切さというか、そういう教育を子どもたちにも並行してやっていく時代になってきてるのかなというふうに思いますが、今回は先生方のチェックですので、そういう総社市独自でというのがあればと思うんですが、どうなんでしょう。チェック制度というのか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員からの御指摘ありがとうございます。

まず、わいせつ事案につきましては、非常に重要なと思っておりますので、資料9の1ページの下部に示しております参考資料のわいせつ防止リーフレットのほうは総社市でつくって、必ず示しております。こちらには、ここは抜粋なんですけど、実際に捕まった人の後悔の手記というか、コメントですとか、またどういう罰則があるのかですとか、あと、先ほど御指摘いただきました依存をする、依存の存在であるという立場があるんだと、そういうことを示して、あなたに好意を持ってるわけありませんと、依存するという立場を間違えないでくださいというような項目も実は入っています。そういうふうに客観的に子どもたちが自分へどう接しているのかというのを感じ取れるような研修に取り組んでいきたいと思っております。

また、毎月の研修につきましては、どこの学校も工夫をしていて、教頭職も今日のが効果があつたなんかというのを結構心配されるので、フィードバックや感想を書いてもらったりもしています。チェックリストでも、正直に書いてもらって、いまいちな方には必ず声かけをして、どう考えているのだというフィードバックをしてくださいというのを市教育委員会のほうからもお願いをしておりまして、個別に、不安でこういうときどうすればいいんだって、不安で相談をされるような職員もいます。そういう職員に対しても、しっかりと説明したり、案内をしていくということを取り組んでおりますので、職員がどう捉えているのかというフィードバックを今後もしっかりと見とれるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 いろいろとお答えをいただいたんですが、そもそもこの報告事項というのは、最初萱野委員からも出ましたけど、何でこんなことやるんだって言われたときに、事件を受けて、じやあ総社市の現状はどうなのかというところと、それに対しての対応策ですとか、どういうことをしているのかというのが報告として、というふうにあったと思います。ただ、この中で、先ほどからずっとあるんですが、出てないのが、実際あるんですか、ないんですかというところに関しては全然触れてはあまりなくて、先ほど萱野委員から出た9年前ぐらいにあったんだというのを初めて聞いて、あ、そんなことがあったんだというのもありました、現状、実際教職員の方が関わる現場で起こっているのかどうか、それとか疑わしいことがあるのか、それとも児童生徒からそういう相談が寄せられているのか、先ほどありましたそういうアンケートの中に新たに加えていくんだというのがありましたけど、それまでのところもあって、あったのか、なかったのかというところが一番の報告として知りたかった部分なんですけども、そこに関してはいかがだったんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えします。

言われました9年前にあったことは事実であります、それを受け携帯電話の取扱要領を定めさせていただきました。こちらも少しまだスマートフォン等が出る前のなので、今年度に少し改定をして、もう少しやっていきたいというふうに思っております。

また、相談窓口や、相談のところへのそういうわいせつ事案についての相談ですが、今のところはこちらのほうでは聞いてはおりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 すみません、答弁として相談窓口に来たかどうかでなしに、実際そのような案件があったのかどうかを問うていると思います。あったんですか、なかったんですか。

じゃ、すみません、山名副委員長からもう一度御質疑をいただきます。

山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

今回のこの題というのが、先ほどから言つてるのがわいせつだ、わいせつだというようなことを言つてゐるんですが、違う。盗撮の事件があつたかということです。これは全国的にニュースになって、SNSか何か使ってそういうグループで共有してたというのがあって、それはもうとんでもなく重大なことじゃないですか。児童生徒とか、自分の個人情報まで流れるわけで、デジタルタトゥーって言つてられるわけで、一生残ってしまう、どつかに出てしまえば、ということがあつたことであつて、決してさつきから言つてるようなわいせつのことを言つてゐるわけではない。それがあつて、つながつて盗撮行為につながるんだというのはあるんです。それはいろんな癖、とかそういうそれぞれの嗜好というものがあつてつながつてくるわけであつて、あったんですか、なかつた

んですかということをこの盗撮事案で聞きたい。それがあったか、なかつたか、それ今までに疑わしいことがあったか、なかつたかをシンプルに聞いてます。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えをします。

9年前の案件と、先ほどから話題にも出ておりました盗撮で申しますと、山手小学校の設置の案件、この2件をあつたというふうに認めております。

教員ではなく、学校に関する盗撮の案件ということです。山手小学校のほうは外部でした。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 なかつたということでいいんですか。今のところないですということでいいんですね。それをないですというふうに取っていいんですか、こっちは。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 その2件以外はございません。

その前は分かりませんが、平成28年以降ではその2件です。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

すみません、私がまだあります。

これは教職員というふうに縛ってるからそなんで、特に小・中学校のことだと思うんですけど、これ幼稚園においてはどのようになりますか。ごめんなさい、認定こども園や、もし可能なら保育所もなんですが、基本的には幼稚園。

教育長。

○久山延司教育長 幼稚園に関してということですが、これは幼稚園の盗撮ということだけではなくて、不祥事防止ということに関しては、盗撮やわいせつ行為も含めてですけど、同様にとまではいかない、県との関係というのは、幼稚園県教育委員会の所管ではありませんので、しかしながら、必要に応じて県の資料も使いながら、幼稚園も同様の対応をしているということでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 幼稚園の職員、教員を採用するに当たってデータベースの照会をしているのでしょうか。県管轄でしか、総社市独自ではデータベースはできない、照会はできない。

教育長。

○久山延司教育長 データベースの照会ということは幼稚園の教員の採用についてはしておりません。

以上です。

○溝手宣良委員長 今後はどのようなお考えでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 今後については、これから考えていきたいと思いますが、状況によってはそういうことも必要になってくる可能性はなきにしもあらずだというふうに思っておりますが、今のところ考えておりません。

○溝手宣良委員長 今のところ考えていないというのは私的には衝撃で、必ずするべきだと思います。当然幼稚園の職員、教員であれ、男性、女性の区別はないでしょうし、申し訳ございません、今盗撮と縛られそうですが、盗撮等にしてますので、わいせつ全般のことでも全然オーケーと思うんですが、対象年齢の低年齢化であったり、性別については全く問わないこともありますので、幼稚園においても当然私はそういったことはちゃんとチェックをするべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 幼稚園に限らずですが、幼稚園も含めた市の職員のそういう在り方、採用の在り方についてはそういうことも含めて協議はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 若干それてしまってるというふうに叱られるかもしれません、先ほど言いそびれたので、実は放課後児童クラブの支援員でも同じことが言えるんだと思うんです。これだけ今、国で子どもに関わる職業の方はデータベースでの照会というのを義務づけているのですから、当然総社市でもそこはかなり高い意識を持って、それこそ総社市でそういった案件が絶対起きないようにするべきだと思います。そのために取れる手段は全て取るべきというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 このことについて國の方針ですとかでそういうことも示されてくると思いますので、それに従って検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 教育長の思いとして、教職員の方々を絶対的に信頼していらっしゃるでしょうし、当然私も、言ってみれば苛酷な現場で日々汗を流していらっしゃって、総社市の教職員全体で言えば、もう日本全体、それは世界でも同様だと思うんですが、子どもの将来のことを本気で考えて当たってくださってる方がほぼ、ほぼほぼだと思っております。ただ、どうしても一部にこういった事件を起こしてしまう人がいるがために信頼が揺らいでいるという今の現状も事実でありますから、その信頼を回復して、学校の先生、幼稚園の先生たちが胸を張って堂々と、私は教員です、子どもたちのことを本気で考えている、何もやましいことのない教員ですと、胸を張ってどこでも言えるように、子どもたちも安心して、保護者の方も安心して、そういった施設、学校等の施設に預けることができるよう、そこは御協力というか、いただきたいというふうに思います。お願いになってしまってますが、そのことについて御所見をお聞かせいただきたいと思います。

教育長。

○久山延司教育長 私はといいますか、市教育委員会は総社市の学校、園の、放課後児童クラブも含めて教職員を信頼しておりますし、誇りにも思っております。しかしながら、全国でこういう問題が起きているということはしっかりと受け止めなければならないわけですね。これは環境整備も含めて、また意識改革、改革というか、意識を強く持つ、子どもへの本当の意味の教育的愛情を持つということを徹底してまいりたい、それが一番というふうに思います。それ以外の方策については、一つ一つについて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

それでは、自由討議を行います。

当局の方はここで退席していただいて結構ですが、必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、そのときはよろしくお願ひいたしますが、多分ないと思われます。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

当局の皆さん、御退室していただいて結構でございます。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時49分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、本日の調査事項(3)でありました学校プールについて自由討議を行います。

なお、取りまとめは全ての自由討議が終了した後に行いますので、御了承願います。

それでは、調査事項(3)学校プールについての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今後の調査についてということで、これ継続審査なんですよね、継続審査。さっきの質疑の中でも、小野委員から早く出すべきだと、場当たり的なことをするなど、おっしゃるところなんですけど、これ継続調査で我々が今やっているから向こうが出せないわけんですよ。だから、我々も小野委員言われるように早う出さにやいけんし、僕らの意見聞かずにはっとやられたんじゃあ、僕も怒りますよ。なので、今までではプールの建設年数があつたりとか、今回はプールの授業の内容ということを二通りやって、今後も継続ということでやっていくって、何かしら我々も取りまとめをしていかないと、向こうに出す、出すって言っても、向こうも我々の意見も聞かないとできないので、早急に僕はやるべきだと思ってますんで、この場で、今後どのような調査をしていく

かということを皆さんのお意見聞きながら、取りまとめていただきたいと思っております。

○溝手宣良委員長 他に御意見はありませんか。

じゃあ、順番に御意見をいただきたいというふうに思います。

では次は、小野委員にお願いいたします。

○小野耕作委員 今、萱野委員のほうから言われたようにうちが出さないと、結局教育委員会も方針が決まらないというんであれば、うちとして結論を出す方向で話をしたほうがいいんじゃないんかなと思います。結果は見えとると思うんですよ。結局皆さんの意識の中で、視察にも行って、集約したほうがメリットは高いとか、それから今の夏場のこの現状で考えると、スケジュール取ったりとかというデメリットのほうが今多いので、そういった方向じゃなしに、年中、民間も活用してやっていくという方向で提言できたらなと思っております。

○溝手宣良委員長 それでは続いて、仁熊委員。

○仁熊 進委員 昨年2月だったですか、資料をもらって、学校のプールの築造年数とかというのを全部把握して、しかも経費も出てきたと思うんですけど、でも今のところ使えるプールもある。なかなか今の時点では出でないけども、まずもって次々とプールを開鎖していくかなければいけないことは事実だと思うんで、これは今私たちがどうしていくかということを提案して、出していくことは、今小野委員も言われたんですけど、大事なことだと思うんで、早急にその指針を出していきたいとは考えています。ただ、今使ってるものがあることは事実なんで、だから早急にというても、それを、じゃあ取りやめて一本にまとめてしまうというのも強引なやり方なんで、おいおいだとは思うんですけど、最終的な着地点、目標を定めておけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 じゃあ、山名副委員長、お願いします。

○山名正晃委員 今回の調査の中であったんですけども、総社北小学校が市営プールを使うということは、これはそうやって移動して、2こま分使ってやるというのが、これ多分、言い方ですが、実証実験みたいなもので、できたんですよね。これが確立しようと思えばできるということなので、これ一つのいい例として、市営プールを使っていく。だから、いろんなパターン考えられると思うんです。それも総社北小学校に関してはどこが漏れてるのか分からないので、修繕のしようがないということは、修繕できない。じゃあ、そこをやめて、先ほど答弁がありましたけど、造ろうといつたら億単位のお金がかかるということであれば、もう総社北小学校のプールはもう修繕はしません。なので、市営プールでやります。次、こここのところがまた修繕が必要、もうそれはしません。であれば、市営ですか、民間を使うというようなやり方というのを、もういいかげんにそれをこちらでも提示していく必要があるんじゃないかと。一つは、だから市営プールを使っていく、一つは拠点校方式ですよね。そのをまとめて、こことこことこの学校はこの学校の一つのプールでいきましょうという拠点校方式、それから民間、この三つのやつをする。もしくは、その学校

が使うように、葛飾区じゃないですけども、そういった別のプールを造るのかというような、いろんな案が考えられるわけですけども、これでも全部共通するというのは、もうそのプールを直さないということですよね。直せないのか、直さないのかというのは、これ向こうが考えることかと思うんですけども、そういった別の活用策を考えながら、プールの授業の在り方に関しては今後別の方策を考えていってもらいたいというふうに取りまとめるべきかなというふうには私は思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 では、村木委員、お願ひします。

○村木理英委員 総社北小学校が市営プールを使ったという一つの事例があると、この事例を踏まえて、結果として、これが成功例であるというふうに私は位置づける必要があると思います、まず。その成功例を踏まえて、次の展開でどういう提案ができるかということを議会が提言できるかという組み立て方になるのかなと思います。

○溝手宣良委員長 ありがとうございました。

じゃあ、頓宮委員、お願ひします。

○頓宮美津子委員 私は、計画をするとか、今後検討するとかという言葉ばっかりなので、まずプールの授業が必要かどうか、必要であれば総社北小学校の例を使って、全ての授業をやるか、着衣水泳か、年間何時間と決めて、全ての学校がそれをやって、それをプール授業にしてしまうか、もう全くしないかとか。それから、小学校と中学校別建てにして、中学校は1校だけと言ってました。中学校は不公平なので、もう中学校からプール廃止にするとか、それを令和7年度中に取りあえず次の方向性を決めてほしいという提言を出すべきではないか。早くしないとするずるずる行ってしまうので、ずるずるずるずる行ってしまって結論出さなきゃいけないのほかにいっぱいあるじゃないですか。だから、まずプールは今回の総社北小学校の例を全校生徒に広げるのか、それかもう全くなしにするのか、小学校の場合は。中学校も全くなしにするのか、どうするのかというのを令和7年度中、令和8年度の予算も必要になってくるので、計画だけでもきちんと出してもらいたいという提言を、出してはどうかなと思います。

○溝手宣良委員長 では、順番からで私が意見させていただきます。

私も皆さんと同様で、要は、提言はしなければならないよと。それで、皆さんの中でもあったように新たに故障というか、修繕の必要が出たプールをもう修繕することはしないほうがいいとは少なくとも思っています。新たにプールにお金をかけるのであれば市営プールを全天候型にするというか、年中使えるようにする。そして、今総社市内にあと二つある民間スポーツ施設のプールを使って、プールの授業を行うのであれば、そこが譲れないのであれば、1年間のスケジューリング、4月から3月までのスケジューリングでその三つのプールを使って全ての学校が最低限必要であろうと思われるプールの授業を実施するというふうにするのが私はいいのかなと。それが市営プールが学校プールと同じで、1年間のうちの限られた時間しか使われてないというのはもったいないので、指定管理者としても恐らくあそこが1年間フルに稼働するのであればメリットがあると思うん

です。学校の授業があるときには学校の授業を優先するけれど、その他の時間のときには一般に開放すればファジアーノ岡山の収入にも十分つながっていくといった点から、いわゆるワイン・ワインの関係になるんじゃないのかなと。あと二つのスポーツクラブも、小学校の児童が使うということで一定の契約をするでしょうから、収入になるといったところで、どこも特に困らないのかなと。それこそ視察に行ったときの感覚でいいのかなというふうには思っています。もちろん移動の手段として問題点が残っているということはあります。私はそうするのがいいのかなというふうに思っております。そこまで踏み込むかどうかは別として、一番最初に萱野委員がおっしゃったように早く提言をまとめて伝える必要があろうかというふうに思っております。なので、私としては、次の議会の8月定例会の常任委員会のときにできれば取りまとめをもうしてしまって、提言をするのがいいのかなというふうに思っております。当然我々が今後改選期を迎えるというところもあるので、これをどういったメンバーになるかは分からない次の文教福祉委員会に引き継ぐよりは、今のこのメンバーで取りまとめて提言するのがよいのかなというふうに私は思っております。

以上です。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 委員長の意見に賛成です。

今言われたようにどのみち全部の小学校が14校、プールが使えなくなったら、今の市営プールで間に合うわけがないんですよ、夏の間だけで。年中使えるプールじゃなかつたらいいけん。全天候型が正解だと思うし、どちらにしても壊れたプールはもう使わない、廃止ということで、提案されたんだったら、それに次の議会の中での委員会でまとめていただきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 しばらく休憩しますね。

休憩 午後4時2分

再開 午後4時20分

○溝手宣良委員長 じゃあ、休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。

本件については、8月定例会の常任委員会で取りまとめ、当局に対して提言することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、以上をもちまして本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時21分